

1. 議事日程（第3日目）

（平成18年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成19年9月28日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

（1）認定第 1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員	山 本 三 郎	委員	明 木 一 悦
委員	秋 田 雅 朝	委員	加 藤 英 伸
委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	渡 辺 義 則		

3. 委員外議員

議長 松 浦 利 貞

4. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（21名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	市 民 部 長	平 下 和 夫
市 民 生 活 課 長	佐々木 亮	税 務 課 長	山 本 数 博
人 権 推 進 課 長	毛 利 宣 生	市 民 生 活 課 戸 籍 住 民 係	野 川 栄 治
市 民 生 活 課 環 境 衛 生 係 長	玉 本 賢 壮	税 務 課 市 民 税 係 長	中 山 好 夫
税 務 課 資 産 税 係 長	大 崎 小 夜 子	税 務 課 収 納 係 長	野 村 政 彦
人 権 推 進 課 人 権 推 進 係 長	中 田 義 和	吉 田 人 権 会 館 係 長	柿 田 治 宣

八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	清水	勝
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長兼地域振興課長	垣野内	壯
向原支所長	田口茂利			

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

議会事務局長	増本義宣	議会事務局次長	光下正則
議会事務局主査	児玉竹丸	主 任	國岡浩祐

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○山本委員長

皆さん、おはようございます。

連日の決算審査でお疲れのところでございましょうが、本日もよろしく  
お願いいたします。

ただいま出席委員は19名でございます。定足数に達しておりますので、  
これより本日の決算審査特別委員会を開催いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおりでございます。

認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのお  
うち、市民部所管の部分の審査を議題といたします。

市民部長から概要説明を求めます。

説明につきましては簡潔に説明をお願いします。関係部課長から順次  
要点の説明を求めます。

平下市民部長。

○平下市民部長

おはようございます。

それでは、平成18年度の市民部が所掌しております……。

○山本委員長

座って説明してください。

○平下市民部長

それでは失礼します。

市民部が所掌しております決算についての概要のご説明を申し上げます。

委員長が言われましたように、私の後に所管の課長の方から詳細につ  
いては説明をさせていただきます。

最初に、市民生活課でございますけども、市民生活課では戸籍住民票、  
環境衛生等の事務を執行しております。

まず、平成18年度の人口異動について説明を申し上げます。18年の4  
月1日から平成19年の3月31日の間、人口の減となります転出者が  
1,032人、死亡者が495人、その他1人、計で1,528人が減となります。  
人口増となりますのは、転入者893人、出生者215人、その他18、計  
1,126人で、この1年間で402人の減少ということになります。その結果、  
18年度末の人口は男1万5,958人、女1万7,293人、計の3万3,251人。世帯  
数は1万3,203世帯であります。これは外国籍は除いております。

参考までに平成16年の2月末、いわゆる合併した段階でいきますと、  
男が1万6,490人、女が1万7,791人、合計の3万4,281人、約1,000人の減  
というふうな状況になっております。

次に国民年金の事業でございますけども、今、世間ではにぎわってお  
りますけども、制度の一部改正などに対応し、国民年金への加入の啓発  
や相談に対応しております。こういった相談業務に従事しております。

次に、環境衛生事業でございますけども、安芸高田市の現在の状況を  
把握する環境保全対策事業、リサイクル補助などの循環型社会の形成事  
業、環境団体との連携による不法投棄防止と環境美化の推進事業や狂犬  
病対策事業等継続的な事業を推進し、後世に豊かな自然を引き継ぐため

の啓発活動や苦情対応を行ってまいりました。

次に、火葬場費でございますけれども、平成18年度の火葬件数は485件ありました。市内4カ所の施設運営におきまして事故なく対応するように努めていましたけれども、施設が老朽化しており、その対応が急がれるといった状況でございます。何とか小さく修繕をしながらつないでおるといった現状になっております。

次に、税務課の決算でございますけれども、決算書の1、2ページ、主要施策の成果に関する説明書の48ページ、49ページをごらんになっていただきたいと思えます。平成18年度の市税収入は33億9,211万3,009円となり、合併以来連続して徐々でありますけれども増加しております。前年度対比で4,384万471円の増となりました。これの主な原因につきましては、一般的に景気の回復基調によるものと想定されるであろうと思われるものの法人税の1,425万7,000円の増や住民税における定率減税の縮小、それから高齢者の非課税措置の段階的廃止などの影響で、個人市民税が6,593万5,000円の増額、またたばこ税につきましては、税率改正により4,193万4,000円の増額となりました。ただ、固定資産税におきましては、その評価替えの年となりまして、家屋の経年によります減価償却による減額が大きく7,475万9,000円の減額となっております。入湯税につきましては、合併以来年々減少を続けて211万4,000円の減となり、年間1万4,100人余りの減少となっております。

徴収率でございますけれども、現年度分につきましてはすべての、これは国保を除くわけですが、全体で98.51%、過年度分で17.7%となりまして、平成17年度に比べますと現年度分では0.05%の向上をし、合併以来少しづつではありますけれども、向上の傾向にあると。しかしながら、過年度分につきましては1.56%下がり、年々下降の傾向にあります。これらについては、残ったものにつきまして徴収困難な事例が絞られつつありまして、その数字になっております。今後、より一層の徴収対策の強化を図る必要を感じております。

次に、人権推進課でございますけれども、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指し、平成17年度末に制定されました安芸高田市人権尊重まちづくり条例基本方針に基づき、これを具現化するために人権推進課並びに各人権会館等におきまして法のものとの平等、生命の尊さなど人権尊重の理念の普及、定着に努めてまいりました。また、青少年健全育成、それと男女共同参画社会の推進につきましても、講演会並びに広報活動を中心に啓発事業を実施してまいりました。

以上で私の方の説明を終わります。主管課長の方から随時説明をいたします。よろしくお願ひします。

○山本委員長

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長

それでは、18年度の市民生活課の決算について説明をいたします。

歳入と歳出の戸籍住民基本台帳費については、歳入歳出の決算書によって説明させていただきます。歳出につきましては、主要施策の成果に

関する説明書によって説明をさせていただきます。

まず、歳入の方ですが、23ページ、24ページをお開きください。13款使用料及び手数料、3目衛生使用料、1節の保健衛生使用料のうち火葬場使用料、年間の件数は485件、調定額は1,433万4,000円でございます。収入済額も同額でございます。内訳としましては、これは主要施策の成果に関する説明書の90ページに書いてありますが、ここで説明をさせていただきます。蓬萊苑が191件でございます。609万5,000円でございます。美土里・高宮をエリアとしております光台苑が132件、330万円でございます。甲田火葬場83件、208万7,000円、流雲閣79件、285万2,000円となりました。

次に、25、26ページをお開きください。13款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料のうち右側の備考の欄でございますが、2番目の臨時ナンバー手数料でございます。調定額は35万8,500円、収入済額も同額でございます。件数は478件ありました。次に、同じページの3節の戸籍住民基本台帳手数料でございます。調定額が2,302万9,800円、収入済額も2,302万9,800円でございます。内訳としましては、備考の欄でございます。戸籍手数料1,187万4,450円、住民票手数料518万2,450円、印鑑登録手数料429万7,300円、その他証明手数料、このその他といえますのは、外国人記載事項証明書、それから戸籍の付票の証明、住基カード発行の手数料などを含みます。167万5,600円です。

次に、2目の衛生手数料、1節保健衛生手数料のうち狂犬病予防事務手数料でございます。調定額182万6,850円、収入済額も同額でございます。この件数につきましては後ほど説明をさせていただきます。

次に、29ページから30ページをお開きください。一番下の方の欄になりますが、3目の衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金でございます。備考欄の一番最後に書いてございますが、災害廃棄物処理事業費補助金66万2,000円でございます。これは昨年9月の集中豪雨により発生しました一般廃棄物の災害ごみを一時仮置き場へ置きまして、きれいセンターに運搬し、それを処理した。それに要する経費に対する補助金でございます。

次に、31ページ、32ページをお開きください。3項の委託金、1目の総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金のうち外国人登録事務委託金でございます。108万5,000円、収入済額も108万5,000円でございます。次に、同じところ、その下でございますが、国民年金事務費委託金でございます。調定額が940万3,494円、収入済額も同額でございます。

次に、39ページ、40ページをお願いいたします。上の段の右側に備考欄がございますが、その下の方でございます。これは環境衛生費補助金でございます。地域廃棄物対策支援事業費補助金31万1,000円ございました。この補助金は、市町等が実施する不法投棄防止対策事業に対する補助金でございます。

次に、57ページ、58ページをお願いいたします。これは雑入でございませ

て、上から2番目、市民生活課雑入、調定額6,100円、収入済額6,100円、主なものは、コピーに対する手数料でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

最初に、戸籍住民基本台帳費でございます。これは同じこの決算書におきまして説明をさせていただきます。77ページ、78ページをお開きください。2款の総務費、1目戸籍住民基本台帳費、一般職員人件費を除き説明させていただきます。親切丁寧を心がけ対応するよう行ってまいりましたが、また、住民票などの請求時、請求者に免許証などの掲示に協力していただきまして本人確認を行い、成り済ましによる請求を防ぐ対応を行ってまいりました。平成18年度の支出済額は988万3,773円でございます。主な支出といたしましては、7節の賃金121万5,866円で、本庁及び向原支所職員の産休等に対する臨時職員に要したものでございます。11節の需用費244万372円、主なものにつきましては追録図書費でございます。13節の委託料292万5,540円、これは人的業務で委託料でございます。14節の使用料及び賃借料209万9,790円、主なものとしましては、美土里支所、高宮支所及び甲田支所管内の郵便局の特定の事務の委託に要しますファクスの使用料が主なものでございます。

次に、国民年金事業に移らせていただきます。ここからは主要施策の成果に関する説明書によりまして説明をさせていただきます。53ページをお開きください。53ページにおきましては、国民年金事業の総括とそれから実施内容と、それから今の国民年金の被保険者状況を載せさせていただきます。決算額におきましては、歳入の先ほど言いました940万3,494円、歳出は335万3,120円となっております。事務といたしましては、安芸高田市広報で1年間、年金業務をわかりやすく説明を行いました。平成18年度におきましては、委託料の302万4,000円を支出しています。これはこれまでの国民年金の免除制度が全額免除と半額免除の2段階でございました。18年度の制度改正により、4分の1免除、4分の3免除が加わり、4段階になっております。また、全額免除、若年者納付猶予の申請の際に翌年度以降も引き続き継続申請ができるようになりました。そのシステム開発に係る事業費でございます。

続きまして、84ページをお願いします。84ページは衛生部門でございます。環境衛生費では、環境保全を推進し、公害の未然防止に努め、環境監視を行ってまいりました。水質事故、公害苦情に迅速に対応し、被害の拡大防止に努めてまいりました。主なものとしましては、河川等の水質検査を行い、通知広報で現況の水質について公表しております。

水質検査につきましては、実施内容は表に書いてありますように、その箇所について水質検査を行っております。それと、あとお配りしましたカラーの印刷であります。その番号につきましてちょっと小さくて見えにくかったと思いますが、これに人の健康保護に関する環境基準を赤で、それから生活環境の保全に関する環境基準に係る水質検査53カ所を年2回の8項目検査をしたものをこの1でとらまえております。参考

にさせていただければと思います。

それから、85ページの②の公害苦情処理でございます。これに当たりましては、主に水質事故、それから悪臭、野焼き等、騒音等の件数を累計で載せております。これは単位は件数でございます。ですから、騒音が個人の苦情が4件、事業所が4件という形で見ていただければと思います。その他がございしますが、このその他の欄につきましては、吉田町にあります安芸美土里産業に関する苦情の件数を載せております。

それから、86ページをお願いします。86ページにおきましては、循環型社会の形成事業ということで、ごみの減量化、資源化を総合的に推進してまいりました。事業内容といたしましては、ご存じのようにごみ減量化対策補助金、要するにリサイクル補助金と通称言っておりますが、古紙、アルミ缶、スチール缶にキログラム当たり4円の団体補助、それで業者の手数料として古紙とスチール缶のみで1キロ当たり3円の補助を行っております。

生ごみ減量化対策補助金というのも、これも生ごみを資源化するという形のものの目的の補助金でございます。これを購入価格の2分の1、上限2万円という形で実施しております。生ごみ処理代金の推移につきましては、欄のとおりでございます。また、補助金につきましても、16年度、17年度、18年度、だんだん減ってきております。

資源ごみ回収実績につきましては、これは16年、17年、18年、87ページを言っておりますが、年々取扱量、それから助成金の額もふえております。また利用される団体もふえてきております。

88ページをお願いします。先ほどの分で言い忘れましたが、循環型社会の分につきましてはの補助金等につきましてですが、だんだん定着してきているのではないかと考えております。

それから、3番目にあります、3と書いております不法投棄防止と環境美化の推進ですが、市民と市民団体、事業者の協力を得て、不法投棄などのないまちづくりを行ってまいりました。内容といたしましては、立て看板の設置、不法投棄のパトロールということでございます。ですがやはりなかなか不法投棄が減らないということが現実でございまして、平成19年度におきましては他の部署との連携を図っていきながら、もう少し違った観点からの時間のかかる施策を推進していこうかというように考えております。

それから、4でございますが、ごみ処理体制の整備事業という形でございます。これは芸北広域環境施設組合と協力してごみ処理を円滑に進めるように、また負担金の減をするために廃棄物の抑制、減量化を図り、分別収集の徹底を図ってまいりました。

特に先ほど歳入でも説明しましたが、18年度におきましては9月の集中豪雨により災害廃棄物が多量に発生しました。特に吉田、八千代、甲田町につきましては、床上床下の冠水がありまして、かなりの量が出たということでございます。この対応につきましては、自分で持ってい

れる方は直接きれいセンターに持って行っていただきました。それにつきましては罹災証明を受け付けて、それによって持っていくときにその罹災証明によって災害ごみという形で手数料の減免という形で対応しております。

ですから、89ページの一番上の欄にございますが、災害廃棄物の受け付け状況でございますが、罹災証明が129件ありました。そして罹災ごみの受け付け状況といたしますか、量につきましては、2のところでございます。また、罹災証明につきましては、平成19年3月31日までという形で猶予期間を持って対応をしていただいております。

次に、狂犬病対策事業でございますが、狂犬病予防対策事業につきましては89ページの下に書いてありますとおり、集団予防接種を年2回、4月から5月、それと秋に実施しました。注射の率は16年度、17年度ふえてきましたが、18年度は77.8%ということでございます。18年の11月に、成果で書いてありますが、海外で犬にかまれた方が狂犬病を発症されました。広域に波及することはありませんでしたが、やはり日ごろの狂犬病に対する意識の高揚が必要ではないかと思っております。

それから、生活環境の整備という形で火葬業務をここに載せております。各施設の中で、一番やはり費用がかかっているのが火葬場の管理業務の委託料、霊柩車運転業務の委託という形で、主なものを載せていただきました。件数にしましても右の方でまとめて出しております。4カ所設置されておりますが、30年以上が経過しまして施設も老化しており、毎年修理を行っていることでやはり新しい施設が必要であると考えております。

じんかい処理費につきましては89ページに金額を載せておりますので、その金額で3億2,910万6,000円ということの芸北広域の負担金は18年度ではかかっております。

以上、市民生活課の18年度の決算に対する説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 続いて、山本税務課長。

○山本税務課長 失礼します。

税務課関係の決算の報告と滞納整理対策本部の報告をさせていただきます。

まず最初に、税務課の関係の説明をしたいと思いますが、決算書の15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。決算書の事項別明細書により歳入の詳細をご説明します。

まず最初に、1款市税、1項市民税中、1目の個人市民税についてご説明します。現年分の調定額は9億4,869万3,900円でした。収入済額は9億3,463万2,460円、不納欠損は3,447円、2件であります、人にして1人であります。収入未済額1,421万9,429円であります。未還付額16万1,436円、収納率は98.5%になります。収入額は昨年度と比較いたしまして6,593万5,000円の増額となりました。この主な要因は、先ほど部長

が申しましたとおり、定率減税の縮小や高齢者への非課税措置の廃止が大きな要因となっております。次に滞納繰越分ですが、調定額4,168万7,858円、収入済額696万396円、不納欠損437万9,117円です。402件になります。収入未済額は3,034万8,345円、収納率は16.7%になります。

続きまして、2目の法人市民税の現年分ですが、調定額3億2,560万500円、収入済額3億2,372万6,400円、収入未済額187万4,600円であります。未還付額500円、収納率は99.42%であります。収入額において前年度と比較いたしまして1,425万7,000円の増額となりました。これは景気の回復により好決算がもたらされたものであると見ております。主な業種は製造業の伸びが大きいものでありました。滞納繰越分につきましては、調定額415万1,015円、収入済額25万3,200円、収入未済額389万7,815円、収納率は6.1%であります。この滞納の中身ですが、経営不振によるものとか、それによって倒産したものが滞納の主なものではありません。

次に、固定資産税ですが、現年分調定額17億5,671万8,400円、収入済額17億2,383万2,027円、収入未済額3,291万9,438円、未還付額3万3,065円、収納率は98.13%であります。収入において前年度と比較いたしまして7,475万9,000円の減額になりました。これも先ほど部長が申しましたとおり、評価替えの年でありまして、家屋の評価額の減少によるものが大きな原因であります。滞納繰越分は調定額1億1,692万6,750円、収入済額2,169万2,318円、不納欠損1,092万4,892円、508件の処分をいたしました。収入未済額は8,430万9,540円であります。収納率は18.55%になりました。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金ですが、調定額2,119万5,100円、同額の収入となっております。

続きまして、3項の軽自動車税ですが、現年度分調定額8,912万4,800円、収入済額8,727万900円、収入未済額185万6,500円、未還付額2,600円、収納率は97.92%になります。収入において前年度と比較いたしまして90万1,000円の増額となりました。合併以来、軽自動車は増加傾向にありまして、2年連続して増加しました。滞納分は調定額377万4,800円、収入額68万5,400円、不納欠損額29万7,600円、68件処分いたしました。収入未済額279万1,800円、収納率は18.16%になります。

続きまして、4項の市町村たばこ税についてですが、現年分調定額2億4,589万58円、同額の収入であります。これも先ほど部長が申しましたとおり、昨年7月からの税率改正により4,193万4,000円の収入増となっております。

次に、5項の入湯税についてですが、現年分調定額2,597万4,750円、収入済額も同額であります。この入湯税は2年連続して対前年比で収入が下がっております。毎年1万4,100円余りが減少となっております。商工観光課と連携をとってこういった現状のようなことを連絡しながら対策の方をお願いしているところであります。

次に、収納率の総額においての率であります。現年分で98.51%になりました。過年分で17.7%となります。昨年度と比べまして現年度分で0.05%の上昇、過年分で1.56%の下がっているということになります。また、現年分の滞納繰越額は、総額で5,086万9,967円繰り越すこととなります。前年分では前年対比で1.9%ほどは繰越額が減じております。金額にして98万1,000円の減額とはなりましたが、5,800万ばかりの繰り越しを抱えたということになります。過年分の繰越額は1億2,134万7,500円繰り越すこととなります。現年、過年合わせて19年度への繰り越しは1億7,221万7,467円になりました。前年度と比べまして520万5,947円の増額となりました。

徴収の取り組みといたしましては、期限内自主納付の動機づけを念頭に置きまして、督促、催告、訪問徴収、呼び出し、差し押さえ等を行いました。本市では納付相談により分納を認めております。分納確約者は総勢539名いましたが、うち55名が完納をいたしました。94名が不履行による誓約破棄を行いました。年度末において390名が分納をしている状況であります。また、差し押さえは42件、その差し押さえの解除は38件、交付要求は37件、解除は53件行いました。この取り組みで1,342万6,866円を徴収いたしました。徴収における現状は、次年度への繰越額が増加し、過年度分においては困難事案に絞られていく状況にあります。より一層の徴収強化を図らなければならないと思っております。

なお、滞納者の調査及び滞納状況の精査を行いまして、徴収不適なものについて1,560万5,056円を不納欠損処分いたしました。その内訳は、総額で現年度分2件、人数にして1人ですが3,447円、過年度分983件、人数にして275人になりますが、総額1,560万1,609円を行いました。

処分の理由であります。執行停止後3年経過したもの、これは地方税法第15条の7第4項によるものであります。146件、人数にして33人、347万8,384円いたしました。執行停止後即時処分したもの、地方税法第15条の7の第5項による処分であります。323件、62人になります。526万5,740円いたしました。執行停止中に時効を……。

○山本委員長

はい。

○塚本委員

あれだけの数字を言ってもらっても、……………原稿があるのなら……………。

○山本税務課長

わかりました。

○塚本委員

原稿を下さいよ。それで主なところの説明を求めます。

○山本委員長

ただいま課長の説明の内容が、原稿が皆さんの手元にないので資料を求めておられます。

それで皆さんにお諮りしますが、ただいまの説明資料を委員の皆さんへ配布してよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

それでは課長、ただいまの説明の資料を後ほどでもいいですから提出

してください。

○山本税務課長 わかりました。

○山本委員長 今、資料提出できますか。

〔暫時休憩の声あり〕

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 時間が参りました。再開いたしますが、まだ資料が来ていないので続けて休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 それでは再開いたします。

休憩前に引き続き説明を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 どうも済みませんでした。今後、気をつけますのでよろしくお願いします。

途中になりますが、5ページを見てください。執行停止の状況を5ページの方に書いております。処分の理由、滞納要因別に数字を上げさせてもらっています。

以上で滞納関係、処分の関係を税の収入については終わらせていただきまして、今のお配りしました6ページへ入っていきますが、決算書の方では25、26ページになります。ページ上段備考欄2段目、費目は手数料、総務手数料、徴税手数料になりますが、調定額が234万5,050円、収入額も同額であります。

次に、35、36ページをごらんいただきたいと思います。県支出金の県補助金、総務費の県補助金、節にいたしまして総務管理費補助金になりますが、18万3,289円の調定であります。収入も同額であります。これは郡山の緑地環境と小掛峡の自然保護の指定に対する県の補助金であります。

次に、41、42ページをごらんください。備考欄で下から2段目になるんですが、委託金になります。それで徴税费委託金、節にいたしましてですね、個人県民税徴収取扱費交付金であります。調定額が3,057万6,631円、収入済額も同額であります。

51ページ、52ページをごらんいただきたいと思います。20款諸収入の延滞金であります。調定額は218万3,018円、収入済額は同額であります。

続きまして、57ページ、58ページをごらんください。雑入であります。備考欄上から3番目であります。税務関係の雑入であります。調定

額1万3,650円、収入済額は同額であります。これは管内図コピー代であります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。71ページ、72ページをごらんいただきたい思います。2款の総務費、1項の総務管理費、10目の諸費、23節の償還金利子及び割引料です。これは市税還付金であります。支出済額は813万4,892円、主なものは法人税の還付金であります。

続きまして、75、76ページをごらんいただきたいと思います。2の総務費の2項の徴税費、1目の税務総務費であります。支出済額は1億3,731万2,215円であります。主なものは職員人件費であります。そのほか申告受け付け事務等の臨時職員の賃金及び電算システムの保守点検、人的委託の委託料であります。

続きまして、2目の賦課徴収費であります。支出済額6,645万1,871円であります。うち賦課徴収費が3,060万3,894円、固定資産税適正化事業費が3,584万7,977円あります。賦課徴収費で主なものは、前納報奨金と納税組合報奨金の報償費1,278万1,595円と電算システム開発費の委託料1,563万9,251円あります。

また、固定資産税適正化事業費は、成果説明書の49ページに掲載しておりますが、高宮町、甲田町の現地調査を行ったものであります。主なものは委託料でございます。調査委託料が2,068万5,000円、鑑定評価業務と評価関連の委託料が254万3,520円、事務費中、人的業務委託料360万4,357円、電算開発委託料892万800円あります。

以上で税務関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、滞納整理対策本部関係の報告をさせていただきます。成果報告書の48ページをごらんいただきたいと思います。

18年度の取り組みであります。実施内容欄に記載をいたしておりますが、平成17年度と同じく集中徴収強化月間を年4回設定いたしまして、訪問、電話徴収を基本に債権担当課が同時期に取り組みを実施しました。合併後3年目に当たりまして、徴収事務がある程度パターン化し、定着の兆しが見えてきております。例えば、催告をして処分予告をしてもなおお支払わない場合は、処分をするというような事務の流れがあります。これらが定着の傾向にあります。このことは、債権担当課全体にこれらの事務の定着を早急に図らなければならないと考えているところであります。

また、税務課におきましては、タイヤロックの導入を行い、差し押さえの処分の方法の拡大を図りました。その効果は大きく315人、約693万円余りを自主的に納付してまいりました。

収納率等につきましては、税とその他のものに分けさせていただきます。現年分の収納率は過去と比べまして微増となっておりますが、過年分は下降ぎみとなっております。徴収の方法のあり方と処分の方法を検討し、より効果のある方法で現年度分の

収納率の行為と過年分の額の減少に努めてまいりたいと思っております。

なお、処分件数、徴収額等につきましては、成果及び今後の課題のところに記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上で滞納整理対策本部の報告を終わります。

○山本委員長 続いて説明を求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 それでは続きまして、平成18年度人権推進課にかかわります決算についてご説明を申し上げます。

まず、主要施策の成果に関する説明書、53ページ、54ページをお開きいただきたいと思います。人権啓発活動におきましては、人権とは私たち一人一人が日常生活を送る上で最優先すべき基本ルールとして人権尊重の理念が市民に定着し、豊かで暮らしやすい社会の実現を目指し、上期では7月を人権尊重強調月間に定め、また下期には12月の人権週間を中心として関連事業を開催し、全市民を対象としたものを人権推進課において、また各地域住民を対象としましては、人権会館等において次のような人権啓発を行いました。

全市民を対象として人権フェスティバルを市内の人権擁護機関、人権啓発団体、PTA、青少年団体、女性団体など国の機関、民間団体による実行委員会を設置し、市とともに共催実施をしたところです。フェスティバルにつきましては延べ450人の参加を得て、法もとの平等あるいはまた命のとうとさなど、人権尊重の理念の普及定着に努めたところでございます。

また、平成17年度末に制定しました安芸高田市人権尊重のまちづくり条例、これの啓発として、市民広報リーフレットを全戸へ配布し、市民と行政の協働による人権尊重のまちづくりの促進を図ったところです。

人権会館等におきましては、人権相談員を中心として総合相談事業やまた人権大学、人権セミナー、あるいはまた健康教室等を開催しまして、またほかにも会館だより、小冊子など、広報媒体による地域住民へ人権啓発や福祉事業を推進したところでございます。

さらに、男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画社会の実現を図るために、平成17年度末に策定いたしました新男女共同参画プランに基づき、関係機関、団体等との連携の上に市内6地域を巡回開催としました男女共同参画リレーイベントを行い、この運動の啓発に努めました。

また、住宅貸付金等の償還につきましては、償還期間が25年の長期にわたる中で、この間、借り受け者、また保証人の中には失業や高齢化などにより厳しい経済状態に陥るなど、現在極めて回収困難な状況にあります。そのため、債権回収事務取り扱い基準によりまして、借り受け人の滞納要因の把握に努め、督促、面談等を通してここの経済状況に応じた債権計画を提案するなど、貸付金の回収に努めました。

それでは、平成18年度一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書により

ましてご説明をさせていただきます。

23ページ、24ページをお開きいただきたいと思います。13款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生使用料は、調定額、収入済額とも6万3,200円で、そのうち人権会館等の使用料が2万2,830円でございます。

続いて、35ページ、36ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、調定額、収入済額とも1億5,244万9,422円のうち隣保館運営費等補助金3,084万5,000円、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金426万円、住宅新築資金等貸付助成（償還推進助成）補助金87万3,000円でございます。それからもう1ページめくっていただきまして、38ページをお開きいただきたいと思います。説明欄の上から5項目め、社会福祉施設等施設整備費補助金1,345万6,000円、これは甲田人権会館の改修工事に対する補助金でございます。

続いて、43ページ、44ページをお開きください。2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金、調定額、収入済額とも106万6,960円のうち、地域人権啓発活動活性化事業委託金99万3,000円、これは法務省から県を経由しての人権啓発の委託金でございます。

続いて、53ページ、54ページをお開きいただきたいと思います。20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入は、調定額3億7,983万6,470円に対し、収入済額3,725万9,981円で、収入未済額は3億4,257万6,489円でございます。それから1節の住宅新築資金貸付金現年度元利収入、調定額3,828万4,338円に対し、収入済額1,913万8,776円でございます。2節の住宅新築資金貸付金滞納繰越分元利収入、調定額3億3,601万5,373円に対し、収入済額は1,258万4,446円でございます。それから3節の住宅新築資金貸付金繰上償還金、調定額553万6,759円、収入済額も同額でございます。

それから、結婚支度資金貸付金元利収入、調定額423万5,115円に対し、64万39円の収入済額でございます。1節の結婚支度資金貸付金、現年度分の元利収入、調定額38万6,510円に対し、収入済額24万4,998円でございます。それから2節の結婚支度資金貸付金滞納繰越分元利収入、調定額384万8,605円に対し、収入済額39万5,041円でございます。

続いて、3目の世帯厚生資金貸付元利収入、調定額22万823円に対して、収入済額はゼロでございます。1節の世帯厚生資金貸付金現年度分元利収入5万5,223円に対しゼロ、同じく滞納繰越分の元利収入16万5,600円に対して収入はありませんでした。

続いて、歳出に移らせていただきます。失礼しました。57ページ、58ページに雑入で人権推進費関係雑入として4万3,608円がございます。これはコピー代及び公衆電話代等でございます。

続いて、歳出に移らせていただきます。83ページ、84ページをお開きいただきたいと思います。3款の民生費、1項社会福祉費、6目の人権推進費、予算現額5,193万2,000円に対し、支出済額4,868万9,597円で

ございます。そのうち人権推進事業費は4,811万3,327円でございます。消費者行政推進費につきましては総務部の安全推進室の所掌事務でございます。

続いて、7日の人権会館費では、予算現額7,745万8,000円に対し、支出済額7,599万1,034円でございます。

以上で人権推進課に係ります決算概要についての説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 説明をいただいた順番になるので、ページ数は順不同になるかと思いますが。

まず、主要施策の90ページの火葬場の関係の一覧表がありますが、これは料金のまだ統一をしていないという関係もありますので、いろいろ各火葬場で費用がかなり違うわけですが、というのは件数に比べて費用がかなりまばらであるというふうなところが、1件当たりの費用、これをまず説明をいただきたいと思います。

それから、84ページの水質検査の関係で、安芸美土里の処理の関係で、排水の出る河川の水質調査、多分これは赤丸の方のところも含めてではなかったかと思いますが、ここの検査をした実態についてもう少し詳しく結果報告をいただきたいということと、それから非常に状況からすると雨が降った、いわゆる降雨時とか降雨後の流出水が非常に心配であると、当時課長の方にも話をしましたが、状況によって非常に水質というのは変わる可能性があるという思いがしますが、最悪の条件の中で一番心配な場所の水質の採取をした結果であるかどうかということころを再度確認しておきたいと思います。

それから、88ページのごみ処理の関係ですが、いろいろ成果等にも書いてありますが、ごみの減量を図るということもありますけども、18年度の減量目標がどのくらいであったのか、それからその成果というのはどういう結果であったのかということころについてお伺いしたいと思います。

それから、人権啓発の関係で、主要施策の54ページになるとと思いますが、男女共同参画という視点でいろいろ講演等をやられておりますが、リレー的な講演にも私、参加をさせていただきましたが、非常に参考になるような中身であったと思います。18年度だったか19年度だったかはっきり覚えておりませんが、比治山大学の先生でしたかね、比治山大学じゃなかったですかね、女性の。

〔文教女子大学ですの声あり〕

文教女子ですかね。そこの先生の講演を聞いて、非常に改めて男女共同参画ということの大切さということ認識をしたわけですが、これについては私が思ったのは、政策にかかわる人間がやはりしっかりこの男女共同参画という歴史認識とか、政策の日本の経過、そういったも

のが十分理解できた上で政策に反映すべきではないかなという感じを受けたという観点から見ますと、市の幹部の皆さんがどれだけ聞かれておるのかというところを課長はどういうふうに把握されておるのか。我々議会も含めて、やはり政策を立案、執行する立場の者がしっかり聞くべきではないかなという観点を持ちましたので、そこらあたりについてお聞きをしておきたいと思います。

それから、同じく人権推進室の関係で、今までにも滞納の大きな金額の中で、決算書の54ページでしたか、住宅新築資金の貸し付けの未収の額が非常に大きいというのが、これまでもずっと議論されてきましたし、先般の一般質問の中にもそういうことも出ておりましたが、この実態というのは改めてこれまでも聞いてきたわけですけども、その実態、市長の方もある程度その処理をすべきではないかというふうな発言もされた経緯もありましたけども、住宅新築資金の関係ですから、当然家屋としての財産というものがあるだろうと思うんですね。そこらのことも含めて、どういふふうな処理を具体的にはしていくべきなのか、しないのかという点について、再度改めてお聞きをしておきたいと思います。

それともう1点、最後、税務課長の方の説明の中で、タイヤロック、これは新聞にも報道されまして非常に反響もあり、本市としても成果があったというふうな評価をされておりましたが、やはりこれは一つの取り組みの例として効果があったということでしょうが、要はかなり強い意思と行動をもってすれば成果が出るんだというふうな一つの事例であると受けとめられるわけですね。先般にもどこかの市が国税庁のOBを使って成果を上げたというふうな話も、副市長でしたか、話をされたと思いますが、やはり取り組みの姿勢、強さというのが効果を生むんだということでもありますので、タイヤロックに限らず、これを機にどのように取り組みについて自信を持ってある程度やろうというふうなことにもなったと思いますが、そこらのこの結果を受けての取り組みの方向性というのがどのように変わっていくのかというところを、18年度の評価に伴ってお聞きしておきたいと思います。

以上、一度に6件でありましたけども、お答えをいただきたいと思います。

○山本委員長      それでは順次答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長      まず最初に、火葬場費のあたりで、火葬場費に関する経費について大体1件当たりの経費は幾らかということがございました。これについては済みませんがちょっとここの1件当たりに恒常的にかかる経費というのは把握しておりません。毎年やはり修繕等の費用がかなりのばらつきがありますので、委託料につきましてはほぼ同額で推移はしていますが、その関係で、それと火葬の件数も大体480何件から、16年度で464、17が482、18年度が485という形で、大体470件ぐらいの平均だとは思いますが、そこまでの小さなというか基本的な単価当たりの1体当たりの経費

というのは今出しておりません。

それから2点目の、安芸美土里産業の今の河川水質調査ということで言われましたが、河川の水質調査は18年度行っております。これは河川というよりも工場から出る水についての調査をしております。それが河川に流れ落ちてすぐというところを市の方では行いまして、その結果についてはいつかお出ししたような気がしますので、今ここには資料を持っておりませんでした。それで覚えている中で言わせていただきますと、その基準、大体水質調査に関する、今の鉛とかという分については、基準値以下だったと覚えております。とったときというのは雨が降っているときということでございます。工場の敷地からその敷地内の水が出て、それをはからないと意味がないので、そのタイミングを大分見て行っております。雨が降ってすぐ出たところのそれが流れ出て水路、それから河川に流れ落ちたすぐのところを昨年、項目検査をしております。

今の安芸美土里産業の検査の実態等について以上でございます。

それから、ごみ減量目標と成果ということで大体18年度どう考えていたかというご質問でございます。減量目標というものは17年、18年も立てておりません。ただ、どうしても野焼きの禁止、それから分別という形で啓発をしていたので、今まで田んぼの方に、生ごみ等も田んぼの方で出されていたというものがだんだん入ってきたということです。年々やはり芸北広域に出されるごみの量というのはふえてきておりますので、なかなか減量目標というのが立てられなかったというのが私どもの実態です。以上でございます。

○山本委員長 続いて答弁を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 滞納整理についてどのような取り組みを考えているかというような内容だったと思います。先ほど対策本部の方で報告をさせていただきましたが、徴収事務をパターン化してやっていきたいと考えております。去年はやっぱり督促をしまして、訪問をしたりしてやってきている状況がありますが、督促状を送って、催告状を送って、今度はそれでもなお納めない人については処分の予告をしまして、それでももう納めてない人は差し押さえをさせてもらおうと。差し押さえを重点にした取り組みをやっていきたいと考えてます。その中でタイヤロックもその方法の一つとして実施をしていきたいと考えております。

徴収体制のことでありますが、国税庁OBとかいろいろ話もありますが、今、県の派遣で3カ月ほど来てもらうというのがあります。それから巡回というのも県税の税の関係の人が月に2回ぐらいですか、巡回してくるというようなものがありますが、これらもメンバーの一人として、うちの方へ来てもらうことも考えていけないと考えています。それと徴収のOBというのがありますが、これらも調査したら、それを専門でやるようなグループがあります。それらにいろんな条件を聞かせてもらったり、我々の方もそれを受け入れるのに体制も整えないと

いけないというようなことが話を聞かせてもらったらありますので、そこら辺も詰めて、そういう人たちの雇用ということも考えていかないといけないと思います。以上であります。

○山本委員長 続いて答弁求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 まず初めに、男女共同参画にかかわる政策にかかわるもののこの運動の理解ということですが、議員さんも先般の、昨年の男女共同参画のリーディング講座にご出席いただいたということですが、やはり広い分野でといいますか、子育ての分野からあるいはまた労働とか社会とか介護、政治などの視点から男女共同参画を見詰めていくというような、広い視点から理解をしていくという中では、我々そういう事業に携わる者として研修を積まなければいけないということは感じているところでございます。それで、今年度も人権啓発の連続講座ということで、きょう、第2回目の連続講座が実施されているところでございます。これは行政職員、それから行政にかかわる関係機関あるいは団体の方々を対象にということで、吉田人権会館を会場に、会場が狭いということで100名ぐらいの陣容の中で、人権にかかわる事務をしているの方々を中心に事業をやっております。

これらについては、被差別の方々が出した芸能と文化というものを、勉強することによって、今日の社会にどのような影響といたしますか、好材料を生み出しているのかというような、低位な形で位置づけのマイナスイメージが多いわけですが、やはりプラス思考をして、こういうことに力を出し、あるいは汗を流して今日の日本社会がこのように発展しているというふうな、そういう勉強などをさせていただくようなことも考えております。

それと同様に、男女共同参画につきましても、行政職員とかあるいは議員さんも含めて、いろんな分野から男女共同参画の社会を目指すような取り組みができるような、広い範囲でのやはり見識を高めるというような、研修というのは今後必要だと思っております。男女共同参画も人権の一つの分野ではありますけれども、そういう中身も取り入れた学習会も今後実施していこうかなという思いではおります。

それから、住宅新築資金等の滞納の取り組みでございますが、長期間に償還が25年という長期にわたっているということで、借り受け者につきましても、それから保証人につきましても高齢化になり、あるいは経済的な低迷で失業されているというようなことで、非常に年金生活者がふえて償還が困難な状況下でございます。それで、現在取り組んでいる内容というものにつきましては、文書催告とかあるいは面談、督促状の発送等々によりまして、新たな債権が発生しないような取り組みをしております。また、個々の経済状況に応じた分納誓約などの取り組みもしております。

それで一つには、長期滞納者への対応はどうかという部分でござ

いますけども、経済状況といえますか、滞納状況に応じて7区分を分類していること、前々よりご説明をさせていただいているところですが、一番償還が難しい破産、行方不明というような方々がおられます。しかし、国の基準では、借り受け者とそれから保証人が同じような状況にならないと、不納欠損で落とすような形ができません。それで現在、破産になっている方々あるいはまた行方不明になっている方々の保証人にかかわる調査もしながら、そうした中でAランクにある3,600万ぐらいの滞納額につきまして、不納欠損という形で処理をしようかという思いも持っておりますし、法的に措置をすることによって、これらのやはり滞納額の減額に努めていきたいという思いであります。以上です。

○山本委員長 熊高委員。

○熊高委員 火葬場の一覧表については私の聞き方が悪かったと思いますが、件数とその各火葬場の費用が一見してバランスが当然悪いんですね。だから中身の、これは条例等に定めてある費用、使用者が負担する費用ですね、負担金といったものの違いということだと思いますが、こういう表を出して当然なぜこんなに件数に関して費用が違うんだろうかという視点で見るわけですから、その内訳というものがある程度表現されてもいいのかという気がするので、あえて聞かせていただいたんですね。そういう視点では、皆さんの方は見られないのかなという気がしますが、そこら辺について再度お尋ねをさせていただきます。

水質に関しては、以前にも資料を見させていただいたというのは記憶を呼び起こしておりますが、課長が答弁されたように、本当に最悪の条件でそういったものを調査したのかということ、以前口頭でも聞いたことがあります。決算でありますので確認の意味で聞かせていただきましたが、結果としてはそういう一番条件の悪い状況で採取をしましたよ。その結果が、鉛等のものはなかったということで確認をさせていただきましたので、それは了解をさせていただきました。

ごみ処理についても、やはり18年度の決算であります。財政との関係からすると、やはりごみの減量化というものが財政にも今後は影響してくるという中で、そういった取り組みを早くからすべきではないかというふうなことも言っておりましたが、そういったことが具体的になかなか見えてこないというところをあえて聞かせていただきました。あえて答弁をいただくのであれば、その結果を踏まえて今どういうふうに取り組んでいるというところまで、18年度結果としての流れとしてお答えいただければと思います。

それと、人権啓発については一番肝心のポイントの答弁がありませんでした。幹部の皆さんがどういうふう研修したのかということをお聞きしたので、政策を実施立案する立場の者がこれは聞くべきではないかという視点で、市民の皆さん以前に行政の政策立案を実施する立場の者が十分な理解をしておくべきではないですということ、幾ら市民に言ってもその執行機関の議決機関である我々も含めて、それが理解され

てないと、当然そういう男女共同参画の社会の取り組みができないということではないですかということですね。市長を初め部長以上の皆さんもこういった勉強をされたのかどうか。あえて言えば、私は文教女子大の先生ともお話をしましたが、これを一通りやればどのくらいかかるかという話をすると、まあ10時間ぐらいは要るでしょうという話でありました。であれば、例えば執行部の皆さんや我々議会も含めて、1週間から10日ぐらい、1時間か2時間ぐらいを連続してでもやればそれはできますねというふうな話を面談したときに言いましたので、課長もそのときいらっしやっただと思いますが、そういった視点でお聞きしたんで、そのところを再度お答え願いたいと思います。

それと、住宅新築資金の関係、これも今まで答弁されたことと基本的には変わりませんが、何年たっても結果が出ない、その数字のままが動かないというのが、我々議会からも何度も質問する状況になっておるんですね。税務課は先ほども取り組みをいろいろ変えてきて成果を上げてきたということですから、条件、いろいろ違うというふうに思いますが、やはりそういった視点での取り組み、あるいはもう本当にそういった回収見込みがないものであればどういった処分ができるんかというようなことも含めてどうするのかということがないと、この数字というのはなかなか動いていかないという形になるわけですね。だから結果を出すためにどうしたのかということ再度お聞かせをいただきたいと思います。

○山本委員長 ただいまの質疑に対しまして答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 火葬場の費用的なことでございます。ご存じのように火葬場の使用料が2万5,000円のところと3万1,000円のところがある。その中で一例を言わせていただきますと、光台苑の方が、2万5,000円でございます、1人当たりですね。それから火葬件数もそう多くありませんが、蓬萊苑と比べてみてもちょっとかかる経費的には多いということがございます。これは合併以来、ここへ出しておりますように、その火葬事業に対する経費は何が一番多いかということになりますと、やはり委託料というところが一番占めるところが高うございます。合併当時、光台苑さんのやっていたら委託料の方が高く蓬萊苑さんの方が低かったということがありまして、件数が低いところが多く経費がかかってという逆転がありましたもので、その委託料について毎年若干修正させていただきながら、やはり多いところと少ないところのバランスをきっちりとりたいという考え方を持っております。それで調整をしておりますが、まだいまだちょっとその調整ができていないところが現実です。

それと火葬の管理の業務の方のお願いしてもなかなか手がないところなので、その辺も勘案しまして、やはりどういうふうにしてその委託料というのをバランスよく均一的な、同額的なところに持っていこうというような取り組みをずっとさせていただきましたが、なかなかこれ今ま

で思うようなとこまで推移してきていないというのが18年度までです。19年度におきましても、また若干のことを考えてやっていましたが、なかなかこれも19年度では蓬莱苑さんの方で委託の方が2名ほど、1名は亡くなられ、1名はご病気でという形でリタイアされたということがございます。なるべくその火葬業務につきましては、経費的にもやっぱり働かれる場所によっておかしいではないかとかないように今進めてきておる状況です。

そういうところで、やはりこの各火葬場にかかる経費というのがなかなかバランスがうまくとれていないというのが現状です。なるべく早くその現状を変えていければと、今、苦心しているところでございます。

それから、ごみ処理の負担のことでございますが、ごみ処理がふえてきてなかなか市町の負担金が常に上がってきておるということです。ふえてきておるということで置くことはないですが、やはりごみを出される前にごみというものがごみなのかどうか、資源化できるものはしていただきたいというふうな形を今、リサイクル推進の補助金という形で対応しております。これも見ていただいたらわかりますように、可燃物の方もかなりの数量が出てきているという形になって、きれいセンターに入っていく量がある程度削減されているのではないかと思います。

負担金の内容で、やはり一番荷をしているのが公債費だと私は思っております。それが大体二十二、三%、建設にかかるもの、それからその他の整備にかかるものが公債費がやっぱり二十二、三%だったと思っておりますが、それがやはり一番荷をしていると思っております。これが平成21年までぐらいかかるということになろうと思っております。22年からはその公債費分が減るということでございますから、実質的にはそれを過ぎたら今度は負担金が下がるというのが見えますが、やはりごみというものをいかに減らしていくかというのは一番大切なことでもありますし、それが不法投棄につながらないような啓発活動をしていきたいというのが今、19年度からの私が考えていた、それと不法投棄と今のごみの減量化をいかに進めていくか、それがうまく何かリンクしていければなという形で進んでおります。

答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

○山本委員長

続いて答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長

男女共同参画、この運動の政策立案者の理解なり研修でございますけれども、行政の中でまた幹部の方々のそれぞれの県内のそういう所属の会等で研さんは努めていただいているとこだと思っております。その中で安芸高田市においても政策決定の場、審議会とか委員会などに多くの女性も登用するような仕組みもだんだんと高まっていることだと思っております。それで、研修につきましては、市独自で実施したことはございません。議員さんご指摘のように、大学の先生等を招聘して専門的に学習し、それを政策立案に生かしていくというようなものは現在、実施していないとこ

ろです。今後また総務課とも協議の上、この件につきましては検討していきたいと思うところです。以上です。

〔まだ答弁になってないよの声あり〕

研修会等、あるいはまた講演会等の幹部職員とか職員の参加につきましては、余り参加しておられないのではなかろうかと承知をしております。

○山本委員長 まだ住宅資金に関する答弁漏れがありますが。

平下市民部長。

○平下市民部長 それでは、住宅新築資金等のことについて私なりに今思っていることをお話ししたいと思います。

私も4月1日に市民部に参りまして、今5カ月が過ぎた状況の中で、いろんな税とか、こういった債権の資料の分析というのを私なりにさせていただいたわけですが、やはり一番まず気になったのは、情報がきちんと記録されていないと。それでその情報についてどこまでつかんだか、それが合併前に課題があると判断しました。それによっては法的な手段がとれる状況にあるのかないのか、そこらが非常にあいまいなところもあります。したがって、法的な手続を例えば保証人に求める場合に、では旧町時代にその法的な手続を踏めるような手続が踏んであったかなかったかというのが非常に大きな課題になってくるだろうと。したがって、今、私もだんだんそれが理解できるようになりまして、今回、そのAランクについての分析と情報の整理をまず先にすべきではないのかと。ただ灰色の状態であるから債権を放棄するというのではなくて、きちんとした筋論があって放棄をすべきだろうと思います。そのためにはやはり正しい情報を一回さかのぼってとる必要があると。逆に法的な手続を踏める段階にないものを今の段階で法的な手続を踏みますと、逆に損害賠償の請求が起こるような案件もあり得ると今判断しています。ですから、破産にしてもただ破産というのか、法的にいう破産なのか、行方不明としてもそれが法でいう失踪宣告という行方不明なのか、ただ住所がつかめないから行方不明なのか、そういった分類をはっきりしないと、法的な手続というのは非常に難しいのではなかろうかと思えます。

ですから、先ほど課長が言いましたように、7段階、8段階に分類はしておりますけども、まずその分類をされた中の債務者と保証人、これのまず状況を先に把握する必要があるかと思えます。したがって、皆さん、けさの新聞に載っておりましたけども、国民の意識調査というのは7割の世帯が生活が苦しいと。それから200万円以下の世帯がかなり増加しておるといった状況がありますけども、生活が苦しい中でもやはり一生懸命支払っておる方もおられます。ですから、収入が少ないからといって落とすのかと、債権を放棄するのかということは、非常にこれはやっぱり考えるべきだろうと。その選択をした基準を設けて、きちっとした情報を把握してそれから判断すべきであると思いました。

ですから、これがどこで結論が出るかはわかりませんが、今、担



例えば、情報の整理が必要なんだとか、これらもやっぱり基本的には人がないといけないわけですね。ですから、この問題をまずはどのように市の方では、とりわけ市長を初め、最高幹部の方でどのように考えておられるんだらうかと。これは滞納整理は、この18年度に始まったことではありませんので、ここらについての考え方が、もはや一定の方向性が、前向きな線が出ていないといけないですよ。

近年になりまして先ほどもありましたが、国税局のOBさんを雇って成果を上げたとかいろいろありますね。ただ、それも当面は必要なことでありましょうし、いいとは思いますが、基本的には本市自体がやはり必要なその道の職員を育てていくと。それによって人員を確保していくというような方針が具体的に取り組まれないと私はいけないことだと思いますね。私はこの春早くでしたか、期日は覚えていませんが、この担当職員さんが相当朝早い時間帯に出勤といいますか、出かけて、この市役所へ入られるのを見まして、そういった側から見ていけばわからない努力をしてくださっているんですよ。そういうようなことが本当に市長さん達の立場から見られて、そこらのことが本当に実情をつかんでおいでになるのかどうか。そこらの現場のことを見ますと、これはやっぱり思い切った陣容の体制をぴしっとつくらないといけないことですね。まずはそういったことについて、人員をふやすということですね。それから本市自体でやっぱり人をつくっていくと、その分野、専門的にですね。そういったことについてをどのように考えておられるのか。

それから、現場の意見というのを、本部長もおられるわけですが、そこらは本当にどのように吸収して、今言いますような体制づくりは、必要だと思いますが、そこらのことができないでいるということは、そこらのことはどのようにしておられるのか、本当に現場の状況、また現場をやる職員の皆さんから率直に意見を聞いておられれば、私は今のような状態は改善されてきているのではないか思うんですよ。

それからもう一つは、この間ちょっといろいろ勉強会しましたが、車が、遠いところへ出かけていくのに余り安心して乗っていけるような車でないというようなことも聞いているんですよ。とにかくこの仕事の重要性和たまた本当に困難な局面があるというようなことを考えまして、ならば本当、抜本的な対策をしなければいけないと思うんですよ。ここらのことについてまずはどのようにお考えなんだらうか、これは市長おいでなので伺いたいと思います。

○山本委員長 3点ですね。

○亀岡委員 はい。

○山本委員長 答弁を求めます。

児玉市長。

○児玉市長 滞納の問題で約7億あるわけでございます。その中でいわゆる住宅資金の貸し付けが半分あるわけですね。だから、私は税金の滞納とこの住宅資金の滞納とはやはり切り離して整理を考えにゃいけないじゃない

かというように思うわけでありまして、この滞納の中にはもう不納欠損にしないといけないようなのがかなり件数もあるわけです。ですから、そこらを整理をして、不納欠損ですから議会の皆さんの同意も要りますが、そこらの整理をまずやはりやりながら、税金の滞納も今のとおりやっていると、こういうことのやはりその段取りをまずやっていかないといけないのではないかと思います。

具体的な税金の段取りについては増元副市長がキャップになってやっておりますので、その方からお答えをさせていただきます。

○山本委員長  
○増元副市長

増元副市長。  
現在の状況をどのように評価するかということでございますが、確かに収納率につきましては横ばい、そして額につきましては微増であるという数字を見ますと、成果が上がっていないではないかとご指摘をされるのは当然であろうと思いますが、これまで合併以来、あるいは合併前から引き継いで職員を含め努力をしてきた結果が今の数字になっておると思うわけでありまして。その中で、少し長い目で見ていただきたいという思いもございます。もう4年もたっているではないかということでもありますけれども、この滞納の問題というのはやっぱり少し時間もかかるというふうに思います。一進一退といいましょうか、これまでの努力が次の成果に向かって必ずや出るという確信のもとに職員も我々も動いておるわけでありまして、この19年度ももう既に半年近くが過ぎようとしておりますけれども、どういう結果が出るかということで、それぞれ職員、あるいは部長で努力をさせていただいておるところです。

職員体制の件でございますが、これはやはり全体の市の職員の人員をどのように配分するかということの中で、全体最適をやっぱり図っていく必要があると思います。どの部門もそれぞれに重要な部署でありまして、しかも当然100名減員という職員の適正化計画の中で今動いておるわけでありまして、そういう中で最大限の人員配置をさせていただいて、職員の個々もそういうことをある程度自覚しながらきておると思います。

その中で知恵の出どころでありますけれども、やはり民間なり他の人材も活用するというのも考えていこうではないかと。県の職員あるいはOB、そういった者を導入しようということで現在取り組まさせていただきます。

滞納の整理につきましてはのノウハウというのは、安芸高田市の場合は非常に高いといいましょうか、かなりのノウハウを持ってきております。合併前の滞納整理組合から引き継いだ事務でもありますので、そういう職員のノウハウというのは高いものがあるということでございまして、それをさらに高めていく、そういうことが要求されておるというふうに思いますし、当然そのノウハウを新しい職員に、次の世代に引き継いでいくということを日々の業務の中でそれはやってくれておる。また、県の税の方へも1年の派遣と、あるいは2年の派遣と現在もやっております。

ますけれども、そういった形で人材を育てていくということをやっておるといふふうに思っております。

現場とも当然どういう形が一番理想なのか、どういうことが必要なのかという情報交換はしております、今回のグループ制なり機構の改革等も含めて、どうやったらいいだろうかということは常に情報交換をしてやっておるところです。まだまだ、今後歳入の確保ということで、どうしても1円でも多く歳入を図っていく必要があるといふような観点からも、この滞納、未収金の問題というのは重点的に取り組んでいかないといけないということで、車等につきましても、現在の公用車の管理の中で、軽自動車に転換をするということで図ってきておりますので、ご指摘のような事案があるとすれば、それはまだ改善をしていかないといけないといふふうにも思っております。引き続き努力もしてまいりますし、議会、市民の皆さんのご理解を賜りたいといふふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○山本委員長

亀岡委員。

○亀岡委員

先般、文教厚生常任委員会で滞納整理の実績を上げておられるということで、善通寺市の状況を勉強に行きました。やっぱり体制をぴしゃっとしておられるということですね。やっぱり私はこれがなければ、今も副市長答弁されましたが、現在の職員の各位がノウハウが高いし、またそれだけしっかりやっていただいておりますということではあっても、冒頭に言いましたように限界があるんですね。だから本当に今言われるように横ばい状態でこれがいつまでいってはいけないのだと。少しでも財源確保にこれは重要なんだと重視しておられるんですね。でしたらやっぱりこれまでのとおりではいけないんだということですね。ここのところでどうもはっきりしないのは、職員定数の配分とか言われますけども、私はこれはやっぱりいかに、いつも市長が言われるように、もう100人減していかないといけないという職員の関係でも、めり張りのあるやり方をしないとこれはやっぱりいけないと思うんですね。これがやっぱり市民の皆さんに対してのふさわしいやり方になっていくと思うんですね。そのところを本当にこれから適切な人員に増員して取り組んでいくのかどうか。何か言われることは立派なようですが、具体的にこうしてやっていくという前向き論が感じられないわけですね、今の言われることでは。やっぱり横ばい状態でいかざるを得ないことになるのではないんですか。私はどうもそのところが強調だけはしておられるが、何も前向きな形になっていかないとかわざるを得ないのですね。

どうですか。問題絞っていきましょう。まず、体制整備は現状でいいと、現在の定数の中でやっていくといふふうに考えておられるのか、それともやっぱり体制整備して必要な人員は確保してやっていくといふふうに思われるのか、そのところをはっきりしていただきたいんですね。これをまず伺います。

○山本委員長

それではただいまの質疑に対して答弁を求めます。

増元副市長。

○増元副市長 これまでも申し上げておりますように、決して現状がベストだとは思っておりません。ですから、民間の人材を付加いたしまして、体制の強化を図っていききたいというふうに現在、検討をしておりますところでございます。そのように思っております。

○山本委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 では、現場と話し合っ必要体制は整備すると、このように受けとめてもいいということですね。そのことについてもう一回。

それから、現在の職員の皆さん、私はかなり強行な、本当は精いっぱい仕事の状態になっていると思うんですね。私、ついて行って見たことはないわけですけども、さっきも言いましたようなことで、本当に朝早くから晩遅くまで神経をすり減らしてやっていくということで、もしかこれ、だれにしましても健康状態でも崩れますと、すぐさま今までのペースでさえ続けていくことができませんよ。これはやっぱり緊急事態なんですよ。体制をびしゃっとして、本当にこの仕事は大事なんだという、まあ大事には思っておられるのはわかりますが、その言われることにふさわしい具体的な対策を立てられないといけないと思うんですよ。ですから、本市自体でやっぱり将来に向けてこれから具体的にふさわしい人材をつくり上げていくと、この点、先ほどから言いますような体制整備ですね、それをやっていくということに受けとめますが、間違いありませんよね。この点を伺いたいと思います。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

増元副市長。

○増元副市長 現在、収納グループとして4名の職員の皆さん、それこそ誇りと自信を持って取り組んでいただいておりますということでございます。当然、後継者の育成といった観点も持っていただいておりますので、引き続き努力をしていただきたいと思います。特に今、課題となりましたのは、これまではどうしても過年、いわゆる滞納で繰り越されたものをいかに回収するかという観点が特に焦点を当ててやってきたわけでございますけれども、現年分の、ことしの分の収納をいかにやっていくかという観点が、いま一つこれまで欠けておったといったような、欠けておるといいますか、弱かったというふうなところがあって、そこに強化を入れたいという思いがございます。国保にいたしましても、現年のさまざまな料金にしましても、やっぱりそのところをきちんとする必要があるだろうという観点を持っております。そういうところの体制を少し今検討している中で、強化をしていききたいと思っております。

〔以上ですかの声あり〕

はい、以上です。

○山本委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 今、本部長が言われるのは、これは現場の皆さん、そこはそのとおりでよろしいんですか、これは。具体的に話を詰めていただかないとい

けないと思うんですね、私たちもさっき言いましたように、一定の経費を使って研修に行きました。これはやっぱり一つの成果としてあるべきものをみたいんですね。その点でどなたか、本部長と意見が一致し、進めていくことができるのか、そのことについてどう考えておられるのか、答弁をいただきたいんですね。

○山本委員長 市民部長が答弁するというのでございますので、答弁を求めます。

○平下市民部長 差し出がましいような答弁になるかもわかりませんが、確かにきょうも住宅資金の関係で言いましたように、私も5カ月ぐらい経過した中でいろんな数字を分析しました。それでその分析した結果、何がどこに原因があるかというまず分析をしたときに、やはり今、ただ徴収率だけで考えてみますと、滞納繰越分の中で率が上がらないという現象がありますけども、率は上がりません。ただ、徴収の金額は上がっておりますけども、率は上がってこない。なぜそこに原因があるかと考えますと、現年のものが繰り越されていって過年度がふえていくから、徴収率そのものはそれで動かなくても、金額の増はあるという状況にあります。したがって、そうすると今、私も職員に言いましたけども、今年度から、ちょっと時期が既にずれたかもわかりませんが、現年度の徴収をいかに上げるかと。それによって過年度に繰り越していくものをいかにして減すかと。それをやれば過年度の収納率も上がってくるし、当然収納率も逆算をして情報を握っておくということも必要なんではないかと。

その現年度の体制を強化するためにちょっとこの前も委員会でも言いましたように、8月20日に職員に意見聴取をしました。上意下達方式で上からこういうふうにするというのではなくて、職員みずからやっぱりどうしたらいいのか、この現年度分の徴収をどうしたら回収できるか、この意見を聞きたい。そして体制としてどうあるべきかを聞きたいと、この2点について職員にメールで送って、その回答はかなり本気で考えておるものが返ってきました。それを逆に今度は職員にまとめたものを返しました。今、職員が一生懸命悩んでおります。その体制なりそのどうするかというので悩んでおります。ただ、今の段階でまず言えることは、とにかく現年度で忘れている人、うっかりする人が結構あるという数字が出ています。そういった統計的なものを考えると、まず期限が過ぎて納付が確実に押さえられる日にち、これを電話で片っ端からかけていくという、まず初動段階の捜査をしようではないかと、やり方をしようではないかといった考え方をしております。ですから、日にちを決定して、全員でもってその電話をかけると。また電話代がかかると言われるかもわかりませんが、とにかくまず一たん始めてみよう。始めることによってその効果がどういうふうに出てくるかと。そして将来的に余裕ができればその現年度の中で滞納整理、要するに強制執行をするものが年に1回はやっぱりやっていくべきではないのかと。それをやっぱりやっていこう。それともう一つは、それは強制的なやり方かもわかりませんが、まず職員が臨戸訪問する時間の負担を軽減すること

を考えたいと。そのためにはやはり払えない人は来てもらおうと。税務課長が言いましたように、分納も安芸高田市では認めているわけですから、本当に苦しいのであればその実情を窓口で言ってもらって、分納できるものは分納できる。そういうことをやはり、例えば子どもが生活に困っているというような状態であれば、それは市長の特権でもありますように、減免の申請を出してもらってそれを減免することもできると。そういった窓口で対応する両方の面からいって臨戸訪問を少なくすれば、職員の労働時間の負担は軽くなるだろうというふうな思いがしております。

それで、まだの今のところ職員から結論は出ておりませんが、そういったやり方をすれば、まず先ほど言いましたように、毎月25日なら25日に一斉に電話をかけると。まず窓口に来てくださいといった方法をとろうという点が今考えてます。

それともう1点は、本部長も言いましたように、嘱託の制度でカバーするかという方法も考えております。しかしながら、これは非常に課題がございます。職員の話聞いていますと、実行部隊が欲しいと。要するに指導してもらって指導者ではなくて、実際に行っても活動ができる人が欲しいという観点から考えますと、徴税吏員証が持てるのか持てないのかという、ちょっと今、人事給与担当係で研究してもらっているわけですが、その実際に出ていってできる人を採用したいと。それもできれば民間の方がいいというふうに思います。その採用する範囲も安芸高田市内の人でない人を選びたいというふうに思います。

今、我々の場合、職員を増にしてもらえればそれは一番ありがたいですけども、そういった現状ができないという今、回答をもらっておる以上は、今の人員でもってどうやって合理化をしてその余暇の時間をつくるかと。職員にそれほど負担をかけずにかけるかといった方法でそれが今進んでおります。ですからこれが、例えば10月1日の機構改革にではどうこういうことではなくて、それはそれとしてまた今の体制は考えていくべきであるというふうに今、考えて動いております。

ちょっと欲を言わせてもらえば職員は欲しいですけども、我々の立場とすれば非常に難しいところもあるのかなど。その点はお察しいただきたいと思っております。以上です。

○山本委員長 亀岡委員、委員長としてお尋ねしますが、亀岡委員さんの今、質疑に対しまして、本部長の増元副市長あるいは担当の方の課の職員の方から現場の取り組み、それで今後の体制づくりにつきましての答弁をいただいたと思うんですが、まだ答弁漏れがありますか。

○亀岡委員 はい。

○山本委員長 では亀岡委員。

○亀岡委員 皆さんがされる回数も私は全部記録していますよ。人によって回数が制限されるんですか。そんなことはないですよ。失礼なことを言うては言いにくいので言いたくないですが。

申し上げたいと思っております。部長の言われたこと、非常に細やかで具体

的で、いろいろそのことはよくわかります。ただ、今、説明がありました中で、やっぱり職員をふやすということはまずはいけないんだということに大枠がなっているように聞こえますよね。何とか職員をふやさないでいろいろ現状の中で、現在の人員の中で努力していくんだということのように伺えますよね。

先ほど市長は、住宅改修関係ですか、そういったような面は一定の整理をしないといけないと、そこらも非常に重要なんだということを言われましたが、これらも同じようにやっぱり今の人員体制でできますか。そこらをやっぱり聞いておかねばいけないと思いますね。どうも現状の中で何とかやっていかなければいけないということで、そのご努力、ご苦労はわかりますが、やっぱり部長も人員削減という大きな市の方向性の中で遠慮しておられる思うんですよね。それはまあ言いにくいでしょうけどもわかりますが、やっぱりここらは今、言っていただくようなことを具体的に取り組んでいただくためにも、私はやっぱり現在の人員ではどうしようもないんだと。現在やっていること、少しはそれは前向きになるかもわかりませんが、本当に現在も努力をさせていただいているんですよ、最大限。それで私は現状があるんだと思いますよ。ですから、そのところはこの際はっきりやっぱり体制づくりを、基本的に人員をふやしてやっていくということは考えられないですか。この点もう一度お伺いしておきます。

○山本委員長 ただいまの質疑に対しまして答弁を求めますが、現状の人員体制で今後のことについての質疑としますので、そういう体制づくり……。

○亀岡委員 いや、ちょっと違いますよ、委員長。ふやすということはしないのかどうかですね。そこをどう考えるか………ですよ。

○山本委員長 それについての答弁を求めております。  
はい。

○児玉市長 基本的には職員の合理化、数の合理化もやらざるを得ないという、我々も好んでこれをやるわけではないので、この現在の財政の状況から見て、やはりあらゆるところへ合理化をしていくということであるわけで、人員の削減を止めますということには私はならないと思います。しかし、そういう限られた人員の中でどうしても足りないところへはその人を振り向けるという、こういう工夫を我々もしていかなければいけないと思います。

ただ、専門的な知識を持って、法的な知識を持ちながらその滞納整理に当たっていくというのは、なかなか年期の要る仕事でもありますが、去年も私のところへ直接手紙がまいりまして、あんたのところの職員ほど優秀な者はおらんと。滞納整理に来てこれほど腹の据わった職員を見たことがないといって、褒めたのか非難したのかわからないような、本当に腹の座った職員がおるといって手紙を私のところへも直接いただいて、職員には優秀な職員がそろっていると私は思います。ただ、全員がそのようにはなっていると私は思いませんが、やっぱりリーダー格がしっ

かりしておれば、やはり職員はその指示によって動く。したがって、恐らく研修に行かれたところもその職員外から人材を求めて、即戦力でやっているのではないかというように思いますが、どうしても人材が足らず、内部で人材のやりくりがつかないということになれば、やはり外部から専門を入れた方が手っ取り早いというような気もいたしますし、最近情報をいろいろ聞きますと、それぞれ自治体がいろいろな知恵を絞って外部の力をかりておるというのもあるようでございますので、主になる職員はもう私はそろっているというように思います。

そういう意味で、職員をそこへやりさえすればそれで十分だということには私はならないと思いますので、ご指摘のことを十分配慮しながらやっていきたいと思っております。

○山本委員長　ほかに質疑ありませんか。

藤井委員。

○藤井委員　大枠3点あると思うんですけども、特別委員会でございますので1点1点させていただきます。

まず、年金業務でありますけども、このことにつきましては社会保険庁の記載漏れ問題から不正、さらには各市町村にまでその業務を請け負っていた期間の中で不正ということが全国的に今、報道されておりました、合併する前でございますけれども、各町、これは国の方からの通達でいろいろ調査をしていただいていると思っております。私も本市の職員にとってもそういうことがないということは確信しておりますけれども、確認のためにまず1点そこらあたり聞いてみたいと思っております。

○山本委員長　暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時38分　休憩

午後1時39分　再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長　再開いたします。

平下市民部長。

○平下市民部長　先般、国の方からそういった不正行為があったのかなかったのかといった調査が確かにございました。当市として返答したことについては、該当がありませんといった回答はいたしております。以上です。

○山本委員長　藤井委員。

○藤井委員　一安心させていただいたような状況ですが、そうは言いますが、今、滞納整理の問題であるとか、特に市民部については滞納対策本部の事務局をやっておられると、現金を取り扱うそういう業務があると思うんですね。これは市長を初め執行部の皆さん、我々もそうですが、職員に対して信頼を持っているわけですから余り深く追及はいたしませんけれども、しかしやっぱり現金を取り扱うということになるとそういう間違っても不正であるとか、例えば現金を徴収してその後いわゆる会計の方へきちっと持っていこうとしていたのが、たまたまほかの業務でうっかり

ということで、その日に納めることができなかつたとかということが私は、人間ですから、悪意を持ってということではないと思うんですけども、そういうことが起こらないためにもそういう対策をきちっとされておられるのか、そこらあたりをお伺いします。

○山本委員長 答弁を求めます。

平下市民部長。

○平下市民部長 ご指摘のように、滞納整理というのは必ず現金の授受があります。これを避けるということになれば滞納整理というのは自動消滅になろうと思います。そうした中で、今ご指摘のように、例えば土曜日曜で集金する場合もございます。ですから、入ったその日に会計課の方に納めるということはまず不可能であろうと思います。たとえ平日の夜に行ったとしても、ではその夜に帰って窓口へ納付するといったようなことは、これはもうまず不可能と考えております。したがって、基本的には私は職員を信用をせざるを得ないと。得ないといいますか、信用をしております。

そうした上に立って、では信用だけで通るのかといいますと、そうではないと。この税の収納につきましては、当然集金をする者と消し込みをする者とさらに督促なり催告をする部署がございます。ですから、一定の時期を過ぎますとそれが必ずチェックがかかります。時間は一定のロスはあるかもわかりませんが、催告を出したときに必ず向こうで領収書が残っていますから、当然わかります。ですから納税者の方から払っているのになぜ催告書が来るのかということで、時間のタイムラグがありますけども、それが必ず出てきます。ただし、この行き違いがあるというのは、催告を送った段階にもう既に金融機関に入っていたというような場合については、本当に行き違いがありますけども、これは論外として、職員が直接集めた場合については、必ず出納員としての領収書を残して帰りますので、そのチェックは別の部署でできます。以上です。

○山本委員長 藤井委員。

○藤井委員 これも一安心したわけですが、今後も無事故で業務に努めていただきたいと思います。

それから、今の関連につきまして、これは市民部だけでなくして総務部長にお伺いした方がいいのかと思いますけども、例えば、他のそういう現金を扱う部署ですね、市民部以外にですね。これは把握してる段階でわかればお答えいただきたいと思いますが。

○山本委員長 答弁を求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長 出納事務の中でそれぞれが滞納等のポジションによって実施をさせていただいておりますが、当然、現金を扱うわけでありますので、分任出納員を任命をさせていただいております。ただ、支所におきましては当然その指定金融機関が設置されておりませんので、支所に分任出納員の

コーナーを設けて、そこで現金を取り扱って、夕方に農協の方からそれを徴収に入ってくるというような体制をとらせていただいておりますので、当然出納のそうした現金を取り扱う職員に対してはそういう措置をとらせていただいて、今、実務をさせていただいておりますという状況です。

○山本委員長 藤井委員。

○藤井委員 細かく言えばいろいろあると思いますけども、そこらも先ほど市民部長にもお願い申し上げましたように、無事故で業務が行えるようにひとつ要望をしておきたいと思います。

2点目について、これも先ほども午前中もご質問があったと思いますけども、主要施策の説明の90ページの火葬業務でございます。私も今定例会でも一般質問でさせていただきましたけども、この委託費がもう全く調整されていないというのか、例えば八千代にあります蓬萊苑、この火葬件数が191件でトータルが738万、高宮にあります光台苑132件で816万、これ八千代の火葬場よりも全く件数は少ない4割強ぐらいだろうと思うんです。ざっとの計算ですけども。少ないにもかかわらずいわゆる委託費はるかに多いと、上下比べてもですね。同様に向原も流雲閣と甲田火葬場もしかりなんですね。もう合併して4年目でここの委託費が調整できないのは大きな市民の不公平につながっていると思うんですね。聞いてみますと向原については霊柩車の運転業務委託がないわけですね。これは霊柩車の運転業務と火葬場管理業務が法人であるがために一つになっているということですね。しかし、一般質問の中でもお伺いいたしましたけれども、霊柩車の業務もいわゆるもう個人委託でなくして民間へ移管という形をとったらどうかというご質問もさせていただきましたが、全く改善の余地がないわけで、先ほどの佐々木課長の説明でも、八千代の火葬場の管理委託者、霊柩車の委託者についても、病気で交代要員がなかなか難しかったという説明がありましたけども、向原のように法人ということになれば安定感がやっぱりあると思うんですね。しかし一個人への委託というのは、これは何かあった場合に交代要因がすぐ見つかるわけでもございませぬし、大変そこらが今後しっかりとした対応をしていかないとイケないと思うんですね。まずそこらあたりについてお伺いしたいと思います。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 午前中にも申し上げたことになろうと思いますが、まず火葬業務自体のものにつきまして、個人的に火葬の技術者、霊柩車を個人的に委託しているところは2カ所ございます。蓬萊苑と光台苑でございます。それから甲田町につきましては、霊柩車は個人、それから火葬業務につきましては会社が行っております。向原町におきましても今ご指摘がございましたように、有限会社が霊柩から火葬を行っている。この4形態が一緒になって用意ドンで待たなしで始まったというところがございます。その中で、議員ご指摘のように、全体の中におきましては、光台苑の業

務委託費が高かったというのがそのまま通ってきております。その中で、件数において蓬萊苑と光台苑のところが少ないのに多い、蓬萊苑によっては多いのに少ないというようなちょっと逆転現象がございます。それを言いましたように何年かかけて整備していこうという形でやっております。実際問題、各その支所の課長会議等で何回かこのアンバランスにつきましての改善策というのを協議しましたが、その中においてやはりなかなかデリケートな事業であるということで、それと当初からの新火葬場についての計画があるということで、これは当初からこのままでおこうと。でありながら、今までどおりのなれた方で、なれた方が住民の方もなれておられるので、その者で対応していこうということできているのが現在までであります。先ほど言われましたように、霊柩業務につきましては、現在、安芸高田市におきましては3社ほどその霊柩業務をとられておるところがあります。それを移管したらどうかという考えもありますが、ある程度今回、本会議等の説明のときに一般質問等にもありましたように、やはり新しい火葬場の、葬斎場のめどどきのときにおいてひとつこれを整理していったらどうかという考えで今おるわけでございます。以上です。

○山本委員長 藤井委員。

○藤井委員 行政は合併するときいろいろスリム化ということもうたってきたと思うんですね。やっぱり料金の統一というのはスピードを持ってやるのが、遅くなれば遅くなるほど調整は難しくなるんですよ。だから、怠慢とまでは言いたくないですが、これだけではございません、いろんな料金の統一もでございます。これをやっぱりスピード感を持って、緊張感を持って取り組んでいくと。でないとならば3年が4年かかり、4年が5年かかるわけですよ。そのときにはますます厳しくなるということを私は指摘をしておきたいと思っております。

それから、滞納問題も先ほどからずっとございますが、滞納問題についてお伺いしたいと思っておりますが、まず主要施策の48ページの滞納整理対策の実施内容の一番最後に生ごみ処理機補助金交付の可否を審査の対象としたが、不認定になる者はいなかったということで、本市にとりましてはこの市独自の生ごみ処理機の補助金交付をしておるわけですが、この滞納整理対策の中でこのように交付をしているのかしていないのか、そういう審査をした結果、対象とした人はいなかったということですが、これはいわゆる生ごみ処理機の補助金に対して滞納者がその中にいなかったのかどうかということを調査されたということによろしいでしょうか。

○山本委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 委員が言われているとおり、補助金申請があったものについて、滞納になっていけば断ろうということで内部で決めてやっている内容なんです。指導的な意味でやらせてもらおうという意味なので、まだ公表した

り宣伝はしておりませんが、申請があるときに生ごみ処理機については指導的な立場で納めてくださいと、そうでないと補助をするのはちょっとお断りさせてもらいたいと、こういうことでやらせてもらっております、生ごみについてはですね。他のものについて、市営住宅はもう条例で滞納のある者はだめと、こういうのがありますので、審査の対象というはあるかないか確認をして、あればだめというようなことをしたということであります。以上です。

○山本委員長 藤井委員。

○藤井委員 今現在は指導を行っているということであろうと思いますが、私も当然滞納があつて、補助金を交付する行為というのは、これは基本的にはこれは基本的にはやっぱり改めていかないといけないのではないかと思うんですね。そうすると条例でやっぱりきちっと私は整理しないといけないだろうと思うんです。そこらあたりがどうなんだろうと。まだ今は指導的ということであると思いますけどもね。市営住宅のようにきちっとそういったものができているのか。

これもまた総務部長にお伺いしますが、今、市民部では生ごみ処理機がそういう補助対象、他の部署でそういう補助対象的なものがあるのかどうか。それでもしあるならば、そこらあたりの滞納者に対する考え方をお伺いしたいと思います。まずよろしくお願いします。

○山本委員長 それでは答弁を求めます。

新川総務部長。

○新川総務部長 そのことにつきましても、先ほど山本課長の方からも説明しましたように、部内の中で連携をとらせていただいて実施をしております。他市の事例も、こうした形のを制度上つくって実施をさせていただいているというような状況も踏まえさせていただいております。ここに掲げておりますように、当然入札参加等については納税証明の初年度に資格審査するときに滞納があるかないかというのはもうチェックをかけた形の中もさせていただいておりますし、現在、本市で多少実施をさせていただいているのが先ほど来課長が申しました件数で現在進んでおるといように考えております。以上でございます。

○山本委員長 質疑、答弁の途中ですが、この際、14時15分まで休憩したいと思います。

~~~~~○~~~~~

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を求めます。

藤井委員。

○藤井委員 滞納問題ですが、これも先般の一般質問でお伺いしました。そのときの増元副市長の答弁の中で、不納欠損については法的処置できちんと

処理をしておりますということでございました。先ほど他の議員の質問に対し毛利人権課長の答弁で、いわゆる同じような内容のことがあったわけですね。法的措置を行って不納欠損を処理し、滞納額を減らしていきたいと。私は別に言葉じりをとらえて言うわけではございませんが、法的処置というのはいわゆる不納欠損であれば時効を迎えたものであるとか、債権放棄をしたもの、そのほかにもあると思います。法的措置は当たり前のことなんですよ、ただ、時効を迎えないためにどういう経緯を持って対処しているのかどうか。例えば先ほどの他の議員の質問の答弁にもございました。例えばもう今、滞納は多種多様化、複雑化しているわけですね。今まではとにかく時効を迎えないために過年度分を一生懸命やってきた。しかしそれをやると現年度分が残ってしまうと。それではいけないので現年度分を、これから力を入れてやっていこうと。そうすると過年度分が時効を迎えてしまうわけなんですよね。これは鶏が先か卵が先かというような話になってこようかと思いますが、決して私は言葉じりをつかまえて言っているわけではございません。しかし、税の公平性、先ほど部長でしたか、課長でしたか、大変収入減の中で、税金だけは国民の義務としてという前向きな姿勢で大変な中納めていただいているわけなんです。しかしその一方、大変生活困窮といいますか、そういう中でも払ってこられている方もおりますし、そのことを理由づけで払っていないと。ここらがいわゆる税の公平性が成り立ってこないわけでございますよね。

だから、私は今申し上げましたように、先般の一般質問の答弁、またきょうのいろんな議員さんの答弁で、本当に行政は危機感を感じて真剣に取り組んでいただいているのかなというのが、何かこうぼやっとしたところが見えてき出して、大変理解しがたい部分があると思うんです。この滞納分に本当に力を入れていけば、いわゆる徴収した部分が市民へのサービスにつながっていく事業ができる思うんですね。したがって先般の一般質問では、年間市民が負担している部分の約1,500万ぐらいは、そういう市民に還元する部分として財源として出てくるでしょうと。それぐらいの意気込みを持ってやっていただきたいという意味で質問をさせていただいたわけです。火葬費が無料になることが100%いいことなのかどうかという部分は別としてですよ。本当に真剣になってやっていく。

先ほどの質問の中でも、現場の職員については朝早くから夜遅くまで、また遠くまで出かけてその身の危険をこうむりながら、そういう職務の責任感を持って徴収業務に励んでおられるということも、私も委員会の中でもいろいろ聞かせていただいております。しかし、さっき申し上げましたように、この滞納というのは多種多様化、複雑化してきているわけですね。したがって、タイヤロックまでやらなくてはいけない。差し押さえの法的措置まで突っ込んでやらなくてはならないという状況になってきていると思うんですね。しかし、このタイヤロック、本市がやり

始めてまだ執行されたのは1回だけであると記憶していますが、しかし差し押さえについてもこれ数件の実績があると思うんですよ。しかし、タイヤロックにしても、差し押さえにしても、どれだけの時間を要するものなのか、どれだけの労力が必要であるかという部分については、私は並大抵のものではないと思うんですね。部長、ちょっとそこらあたりの、執行に当たっての職員の労働力、どういうところまでやっておられるのかということと、滞納整理について本部長の方から取り組み方、そういった部分の考え方を再度お答えをいただきたいと思います。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

平下市民部長。

○平下市民部長 先般の一般質問でも委員さん言われましたように、ただ火葬場の無料といった意味で言われているのではないというふうに私は感じております。その趣旨も理解しております。それで、ちょっと先ほどの私の説明の中で言葉が足りなかったと思いますけども、正確に言いますと、現年について特別に力を入れていくということであって、過年をおろそかにするという意味ではございませんので、その点をご理解いただきたいと。過年につきましても、収納の専門性を持って差し押さえ、これについては当然、例えが悪いかもわかりませんが、容赦なくしなくてはならないと思います。その中で、そうはいつでも生活に本当に困っている方についてそこまで強制的に行うかということについては、多少の余地は残すべきであると。ただ、皆さんが払いやすい状況に持っていくことの指導というのも視野に入れておくべきだと思っています。

それと、タイヤロックの話が出ましたけども、タイヤロックで皆さん新聞読まれたと思いますけども、ただ単純に朝6時過ぎに職員が出てたわけですけども、これ一人二人で出るわけではございません。相当な人数とそれと安芸高田市の職員だけで執行はできません。したがって、例えば警察官であるとか、他の自治体の職員であるとか、そういった立会人をもってその強制執行をする必要があります。したがって、そういった準備をして、それとその家庭の生活状況なり、それから子どもの状況ですね、そういったものを全部勘案をして、いろんな準備をもう相当前から準備をしてその日に臨むということであって、わずかタイヤロックで要した時間というのは1時間、2時間の問題ですけども、それは結果が1時間、2時間であって、その準備期間というのは今ご指摘のように相当な期間がかかっております。そうしてまた、強制執行で差し押さえしたとしても、その物件を、通帳あたりを差し押さえするのであればすぐ換金できますけども、物品であるということになりますとお金に出来ないとか全く意味はない。不動産を押さえますとその売却といいますか、その公売をどうするのかといったいろんな課題がございます。それにかかり出しますと相当な時間は食われると思います。ただ、そのことを行うことによる波及効果を今のところ重んじておるといった状況にありまして、例えば滞納で差し押さえを受けた納税者が仮に損害賠償とかの

請求を起こした場合には、これは相当時間がかかるだろうと。そうすると人員がそこに割かれるということになりますとおそろかになる可能性はあります。だけでもその段階の、今の段階では、その波及効果を重んじてやると。そして解除もしますけども、やはりじわっときく効果ですから、これを進めていくことによって納税者の人が、例えば催告書の何回目の催告書が来た場合には、もうあとは差し押さえされるといった危機感といいますか、そういうものを感じていただいて、自主納付というのをあくまでも目的にすべきであるというふうに思います。その自主納付を求めるためにそういうことをきっちり行っておれば、これが3年先になるか5年先になるかわかりませんが、当初言いましたように臨戸訪問をしなくても済むような、理想かもわかりませんが、こういうふうになってほしいというふうに思います。ですから、減免をする者、それから絶対にそれを緩めてはならないもの、これの情報の管理、これがかぎを握ってくるような気がするといったのは、そういう点でございます。

それと、先ほど人権推進課長が言いましたように、住宅新築資金等の貸付金については、これは少し税法上の扱いとは違いますので、これの差し押さえについてはいろいろ裁判所の手続を踏んで行いう必要が出てきます。そういったことで非常に難しいところがございますけども、いずれにしても税でいきますと九十七、八%いっておりますので、あと2%、3%の方のために九十七、八%の人が不愉快な思いをすることがないような方向で考えていくべきであると。そのためにはやはり、冷たい考え方もわかりませんが、差し押さえというのはやむを得ないと。これは過年度は当然でございますけども、最終目標は現年度でもそれを行いたいといったのは、そういう意味でございます。だから決して現年度に力を入れて過年度をおそろかにするというのではなく、特に現年度に対して力を入れておくという考えでおります。

それと、当然それにかかわる職員がその一件にかかわる時間というのは、目に見えない相当の時間を要しております。ただ、職員が夜出て歩くときには、夜遅くまでは、途中で、大体8時、9時ぐらいにはやめて帰るよにといったやり方と、必ず一人で行ってはいけないということも申しております。そういったことの細心の注意を払いながら、この収納率を上げていくように今、努力をしております。その点のご理解はいただきたいと思っております。終わります。

○山本委員長 増元副市長。

○増元副市長 滞納につきまして先ほどから申し上げておりますけれども、現在、23市町、広島県内ありますけれども、安芸高田市の位置というのは中間よりちょっと下ぐらいのところにあります。一種の自治体間競争でございまして、大竹等が一番成果を上げております。少しでも他の市町よりも安芸高田市の収納率を上げていこうというような観点から、先般も三原市の方で職員とともに行かせていただきました。いいところがあればす

べて取り入れるという思いでございます。ただ、市によってこれまでの歴史なり経緯が違いますので、それをそのままそっくり持って帰るというわけにはいかない。高田は高田の状況に、体力に応じたやっぱり方策というものをに入れていかなければいけないと思っております。先ほども言いましたように、現年の徴収率を上げていくことが課題として出てまいっております。これも先ほど部長が言いましたように、過年をおろそかにして現年に傾注していくということではありませんで、今までの過年の徴収ノウハウ、実績というものを維持しながら、さらに現年の徴収率を上げていけば全体が減っていくだろうという考え方でございます。

過年につきましては、差し押さえの件数あるいは国保の短期保険証の発行、あるいは上下水については給水停止等々、かなりの件数を行っております。これも本当はそこまでやらない方がいいわけでありませうけれども、そういったかなりの件数をこなしながらやっておるということでございますし、先般のタイヤロックにつきましても、三次市の税務の職員の協力をいただきまして、一緒に三次市の職員とも今後の県北としての徴収率をどのようにライバル意識を持ちながら上げていくかと、人的交流も含めてやっていこうということを確認したところでございます。

不納欠損のことにつきましては、これは倒産でありますとか破産でありますとか、どうしても回収することができないものについては落とすことができるということでありまして、これは厳格に適用をさせていただくべきであろうということで、これは庁舎内でありますけれども、その審査委員会といったものを設けて、担当者個人の判断ではなしに他の部署も入れて判断をしていくというふうなやり方をさせていただいております。

いずれにいたしましても、トップの認識と現場の思いがずれているのではないかというふうに言っていたくわけでありませうけれども、現場とも連携をとりながら、職員の気持ちも酌み上げながら我々とすればやっておるつもりでありますし、さらに今まで以上にそのことは緊密に連携をとって、理想の形に少しでも近づけていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○山本委員長

ほかに。

藤井委員、まだありますか。

○藤井委員

はい。

○山本委員長

それでは藤井委員。

○藤井委員

徴収業務、法的処分も含めて対効果はすぐには見えてこないということも理解をしておりますし、そのことが将来にわたって自主納付につながっていけばいいということでございますので、そこらは厳格に業務も進めていただきたいと思っております。

ただ、今、タイヤロックの件にしても、本市の職員だけではできなと。またそれを執行するに当たっては、いろんな環境の配慮というものも必要であろうと。そういったいろんな労力というものを考えてみると

きに、先ほどもご質問がありましたように、今の徴収係が4名で対応できるのかという部分が、そこらに私は問題があるのではないかと思うんですね。今回、機構改革がなされておりますけども、そういった機構改革がそういういろんな徴収、滞納整理も連動して考えられて行っているのかどうかというところについても、私は疑問な点があると思うんです。この件につきましては決算と外れますので、別の機会にこれはさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても大変今、本市としても財政が厳しいという中でございます。たちまち与えられた部署でございますので、その期待感というのは大変大きなものがあるかと思っております。したがって、その徴収が少しでも多くなればなるほど市民へのサービスにつながっていくという、そこらあたりをしっかりと職員の方にも自覚を持っていただいて、努めていただきたいと思います。

滞納整理の本部長も大変な立場であろうと思いますが、今申し上げたことでございますし、別に私は言葉じりをとらえてどうのこうの言うつもりも全くございませんが、先般の一般質問の折でも、例えば外国人が本市にも多く住んでもらえると。住んでもらえるのはいいけども、わからんうちに出ていくと。それでは外国人に対しての対応をどういうふうにされているのか、不納欠損をなくすためにそういう対策を本当に原課と対策本部の中でしっかり協議して、それではこういう部分については不納欠損につながらないようにどういう対策を練っていこうということをして、私はそれが不納欠損につながるのであればやむを得ないと、これは最終的に法的措置をとっても私はいいと思うんですよ。しかし、その不納欠損になるまでの経緯というものが私はどうであろうかと。だからこれは広くいえば、税の不公平につながってきますよと。だから簡単に言葉で法的措置にのっとなって不納欠損処理しておりますという簡単な言葉でなくして、私は真剣に取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、そこらを含めてご答弁をいただいて、最後にさせていただきたいと思っております。

○山本委員長 増元副市長。

○増元副市長 ご指摘のような思いで取り組んでまいりたいと思っております。

今の不納欠損に至るまでの過程が大事であるということで、それは当然、日々の現年の徴収であり、過年度分の滞納整理でありという、その過程のきちっとやっていくということがその不納欠損に至る、今のような安易に不納欠損、これは職務の怠慢の一つなるわけでもあります。そうならないように現場でも、我々も含めて努力をしてまいりたいと、そのように思います。その結果としての、私が言いましたのはそういう意味合いなんですけども、結果としての不納欠損と、これも厳密に審査の上で執行させていただきたいと思っております。

未収金の回収につきましては、今や一番行政の中でも表舞台といいたいでしょうか、歳入の確保あるいは市民の税の公平性という両面から、本当に大事な部署である。職員も当然それなりの誇りと一種の正義感と義務

感を持って取り組んでいるわけでありまして、それを支えるまた組織全体のありようといったようなことも含めて取り組んでまいりたい。議会の中でこれだけ議論をいただくということもそういうことになるんだろうと、市民の皆さんにはっきりこの問題点というものを表示していくことになるというふうに受けとめさせていただき、引き続き努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○山本委員長 平下市民部長。

○平下市民部長 済みません。先ほど言ったことで誤解を受けたら困りますのでちょっと補足させてもらいますけども。

警察なり他の自治体なりに助けが要るといいましたのは能力的な問題ではなくて、これは地方税上の問題でそうなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと、先ほど言いましたように、外国人の問題ですけども、今、ことしの8月末現在で516名の外国人がおります。この方の税の問題というのもございます。それで、今、市民生活課が外国人登録という立場でかかわっておりますけども、この人たちの外国の方の相談窓口的などころはどうなるのかといった今、議論を市民生活課と行っております。516人という人数を考えますと、それも今後そういった相談窓口がやはり行政の中で考えていくところもあるのではないかなといった議論は今起こしておりますので、その点もご了解願いたいと。

それともう1点、滞納の問題ですけども、やはり私が最初から言っておりますように、滞納者の情報とそれから行政が対応した履歴、この2点セットをやはりきちっと残すべきであろうと。そうした努力の結果でもって最終的に不納欠損という形になるのであれば、それはまた皆様にその時点でお願いをすべきであると。そういった状況を完全に残してそれから判断をすべきであると思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○山本委員長 休憩前に塚本さん、手を挙げられていましたが続いて質疑はないですか、いいですか。

塚本委員。

○塚本委員 随分質問事項が減ってきましたけれども、2点ほどお伺いいたします。

まず最初に、主要施策の85ページの公害苦情処理の件ですが、実は美土里、高宮の町境に新しく産業廃棄物の処理施設ができておりますけれども、そこの地域での苦情なりがあったのかどうか。具体的にまあこれ場所が出ていませぬので、その点をまず1点と、それから決算書の78ページに、戸籍住民基本台帳費の中に使用料及び賃借料ということで、郵政のファクスの例の郵便局の関連が出ていましたが、これがちょうど10月から公社から民営になるということで、業務の状況はどのようになるのか、その2点についてお願いします。

○山本委員長 答弁を求めます。

佐々木市民課長。

○佐々木市民生活課長　まず第1点目の美土里、高宮の境にある中間処理場についての苦情はあるのかということでございますが、18年度においてはこれはその施設についての該当の苦情はございません。

それと2点目の、郵便局に対する特定の事務の委託の関係が10月1日から株式会社郵便局になろうと思っておりますが、これは法律によりまして、以前にその業務契約をしたものについては、10月1日以降についてもそのまま続けて業務を行うことができるということになっております。しかし、契約相手の方が郵便局長さんと市長の間の契約でございますので、来年の3月までにはその契約の変更をしなければならないということがございます。そのときにつきましては、議会の方にもまた承認のお願いを行うようになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○山本委員長　塚本委員。

○塚本委員　焼却場の苦情の処理につきましては18年度はなかったという報告ですが、ついででございますので、19年度はどうであったのかと、現在。

○佐々木市民生活課長　美土里高宮の境の。

○塚本委員　そうです。

○山本委員長　ちょっと待ってください。塚本さん、いいですか。

それでは答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。どうぞ。

○佐々木市民生活課長　19年度現在につきまして、その該当の施設についての苦情については聞いておりません。

○山本委員長　よろしいですか。

続いて質疑を求めます。

今村委員。

○今村委員　それでは税務課がおられますので、国保については多分あすになると思いますので、あす、1日ですか、にやります。

成果表の49ページに、改めて宅地及び宅地並み雑種地の評価をすることということで、今、2年度がそこに決算が計上されておりますが、中途ではあるわけですが、これまで調査結果を経てどのように考えられておるのか、そしてその成果品はそのまま年度に反映されるのかどうか、そこら辺のことについてお伺いをしたいと思います。

そして、あと2年度としてこの統一された評価の棚卸しが完成するわけでございますが、総体的にはこの完成後にはどのような経済的な効果、資産的な効果、そこら辺が見込まれておるのか、そこら辺の計画実数があればお示しを願ひしたいと思います。

それから、市民課にちょっとお伺いをしますが、78ページの窓口業務のことでございます。18年度、親切丁寧さをモットーにした窓口対応で、ひところ言われていたさわやか運動の形で窓口が行われたというふうにお伺いをしたわけですが、そのことに対して自己評価をどういうふう

考えておられるのか。

それから18年度だったと思いますが、小田局の外部委託の年度だったというふうに思うわけです。外部委託の窓口の成果についてどういうふうに市民サービスが向上したと思われるか、その点についてお聞きをしたいと思います。

次にごみ処理の関係ですが、86ページの成果表のところ、生ごみ処理機の交付数及び金額が整理されておりますが、非常にこのことについては地域的なばらつきがございます。そして大体、18年度で数量的にかなり落ちてきていると思いますが、19年度の傾向と今後これを全体的にどういう形でこの事業を考えているのか、機器によってはそろそろ償却年が来るのではないかと考えておりますが、ここのことについて今後どのようにされようとしているのか、ご見解をお伺いします。

さらに、次のページの資源ごみ回収ですが、これも地域によって大きな回収の仕方が違うわけがございます。このことについて今後回収に当たってどのような方法でこのことを促進されるおつもりなのか、そこら辺のご見解をお願いしたいと思います。以上です。

○山本委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 適正化事業のご質問でしたが、4町進めてきましたが、土地の評価基準、特に補正率の関係ですが、自治体で自由に決められというところがありますが、これの統一ということで、実態の把握をさせているわけですね。評価基準の補正率の部分は決めていけないといけないということがありますが、評価基準諮問委員会というのを9月に補正予算で設置できるように上げさせてもらいました。10月に第1回の会合をする予定で、不動産鑑定士に委員になっていただきまして、我々の考えている内容のものを新聞にかけて意見を聞いて決めたいと思って今、その取り組みの準備をしています。

その結果で税の収入がどういうふうに影響を受けるか、またほかに経済的な影響があるのかないのかというところがあると思いますが、場合によっては、町によっては旧町でいいますと下がってくる場合もあると思います。逆に上がってくる旧町の町もあろうと思います。今、一概にどこでどうでということはまだ言えませんので、そのようにあるだろうという範囲の中で本日の答弁はさせてもらうようなことになろうと思います。

調査の結果を次年度に影響をさせるのかというような質問だったと思いますが、調査の結果は足並みをそろえる意味で早く調べたところがそれを適用されというのも、早く調べられた町の者にとっては迷惑な話だろうと思うので、調べ終わるまでそのものは適用していかないという考えでやっています。ですから、21年の評価替えに調べた結果をすべて反映させていきたいと考えて取り組んでおります。以上です。

○山本委員長 続いて答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 最初に言われました親切丁寧という形についての自己評価をどうかという事でございます。

これは一般的な接遇の考え方という面でもよろしいですね。これにつきましては先般といいますか、前の議会で問われたときに私が一番できていないのではないかと自己反省をしまして、それで「まず隗より始めよ」ということで私、率先して電話から、それから対応とかまた言葉、それにつきましては日曜日に市内へ出て百貨店等を回らせていただきましていろいろ見させてもらったことでまず自分での接遇はどうあるべきなのかという形を、私個人でやらせていただいております。それで、18年度から19年度にわたらせていただきまして、やはりうちの今の職員については丁寧な対応、それから優しい対応というのはできつつあると評価しております。電話につきましても、これはもう民間では当たり前ですが、ワンコールでとるという形についても、私どものところではできております。ただ、丁寧な対応、説明をしても、やはり向こうに、取り手によっては不愉快ととられる場合があって、おしかりを受ける例もございます。それにつきましてはやはりそのおしかりについては真摯に受け取って、それをまた次にどういうふうに対応しなくてはいけないかというふうなことで、職員の間でこういうことがあったという形で行っております。自己評価としては、最初が0点でしたら今は45点ぐらいのところまでいっているのではないかと考えております。

それから小田局の成果についてですが、これは小田郵便局が特定の事務を委託をしましたのが18年の6月です。6月においては26件ありましたが、その次からやはり9件とか1件とかいうことでございまして、18年度では60件の取扱件数があります。19年度の現在におきまして、小田局では今現在で8件の取り扱いがあるということでございます。やはりその郵便局に特定の事務ではございますが、それをしたことによってある程度郵便局に対して住民の方が近いところでとれるものに近いところで行くという形での効果は上がっていると思っております。

次に、生ごみの19年度の傾向でございまして、19年度におきまして、8月末現在で申請台数が31台になっております。19年度では約60台強弱ぐらいではなかろうかと予想しております。この生ごみ処理機に対する、生ごみの減量化に対する補助金の目的というものが、資源化を啓発するという事でございます。でございますので、今、合併以来4年たっておりますが、だんだんそれも減ってきているということで、当初の目的は達成しつつあるのではないかと判断しております。よって、20年度につきましては廃止を考えております。

それから、ごみ減量化対策の地域間の差があるということでございますが、これは各町におきましてやはり取り組みが、1つのところもありますし、振興会単位のところもありますし、その集落と、地域という形で対応されております。この補助金の目的もやはり地域で話をして、その

リサイクルを考えていくことを目的としておりますから、これがどんどんふえていくということは、大変地域間でもそのお話がなされて、ごみの減量化につながって、リサイクルの進んでいるというふうに私は解釈しております。ですから、基本的にこの事業を利用されるというのは、やはり住民の方の選択肢であろうと私は思っております。ですから、安芸高田市広報等によりまして、その使用についての啓発というのは続けていこうと思っております。以上でございます。

○山本委員長 今村委員、よろしいですか。

続いて。

岡田委員。

○岡田委員 遅くからまた同じようなことを言うのかとってしかられそうですが、やっぱり気になるんですよ。

成果表の48ページの差し押さえの問題で税の滞納に関係するわけですが、この差し押さえと交付要求、国保の関係もこれ書いてありますから、国保の資格停止の問題、給水の問題、これらの滞納の方のダブリと、最も多い3億を占める住宅貸付資金の、これのダブリのこと。さっき仕分けはすると部長は言われましたから、確かにそういうことを仕分けされるんでしょうが、ダブった場合は仕分けできませんから、ただ性質上、住宅の貸付金の分の滞納の問題と国保の滞納、これはあしたも関連しますが、あしたに譲るとしまして、国保の関係の分の差し押さえの問題は性質がまた全く違いますし、固定資産税の問題も違うんですよ。どれを優先するかとって、どれも滞納しているのなら払ってもらわないといけないですが、税の徴収する、サラ金を借って、借金取りではないですから、行政はね。ですから難しい面もあるでしょうが、問題はこういう経済情勢でふえるというのもよくわかるわけですよ。滞納がふえるというのも、仕事がふえてこないですから。ですが、うちの財政からいえば、市の財政からいえばこの問題は解決しないといけないのですよ。合併4年にしてもろもろの税の滞納もありますけども、住宅貸付資金というのは持ち寄った滞納がほとんどですよ、旧町の。ここに4年目で手がついていないと言ってもいいですよ、手がついてないです。

それで、人権推進課に関係しますが、部落解放同盟という名前で団体補助金を同和対策事業があった時代からこの住宅貸付資金の問題が尾を引いていますよ。新しく名前を変えられた団体がこういう人権推進条例ができたわけですから、滞納の問題まで取り組んで運動として文化の継承も図られる中で、税の問題に取り組んでおられるか。たしか800万円ですか、18年度は。その運動団体の活動資金の報告をお願いいたします。以上。

○山本委員長 ただいまの質疑に対しまして答弁を求めます。

毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 まず初めに、人権協会に対する18年度の補助金の交付、決算状況について冒頭説明させていただこうと思います。

歳入の方は会費とそれから市の補助金と雑入という形で3項目となっております。会員会費が55万8,000円、市からの補助金が800万円、雑収入が8万8,153円、歳入合計が864万8,900円でございます。歳出につきましては、大きな項目で事務費と事業費に分かれております。事務費につきましては、旅費とか需用費、通信運搬、備品購入等で255万2,923円でございます。それから事業費につきましては609万4,997円でございます。その内訳は、会議費に40万2,695円、それから研修費に136万8,482円、それから活動費ということで、市内なり県内の会員さんの活動ということで257万9,454円、それから啓発費といたしまして108万1,231円でございます。これは大学教授と呼ばれて、人権の5回にわたる連続講座の開設が主なものだと思います。それから6番目には負担金ということで66万3,135円、歳出の合計が864万7,920円、歳入の合計の864万8,900円から歳出合計の864万7,920円を引いた980円が翌年度の繰り越しでございます。

それから、人権協会にかかわる住宅資金貸付金のそうした償還協力云々ということでございますけれども、昨年にしても今年度にしてもそういう行政の手の要る部分については協力を得て、そして家庭訪問等にもいろいろと情報をいただいてから事業実施をしているということで、連携をとりながら協力関係を結び事業実施をしている、回収に努めているのが現況でございます。以上でございます。

○山本委員長 岡田委員。

○岡田委員 まあ税務の滞納の関係では先ほど4名の方が中心になって、それでは人数の云々かんぬんありましたけども、私はその住宅資金の貸し付けというのは歴史があるんですよ。同和対策事業そのものの法律があった当時から、その法の不備というのは市長もご存じのとおり、そのA君が借ったからB君が保証人になる。B君が借ったらA君が保証ができると、保証人に。こういう制度があった時代があるんですよ。ですから、なかなか滞納があつて、それで保証人からもらうということではできないようになっている。このようなときに、今、安芸高田市人権協議会と申しますか、正式には。

〔協会ですの声あり〕

協会ですか。その会長は沖田孝之君でしょう。

〔そうですの声あり〕

沖田孝之君が甲田町時代でも会長のとときに、その住宅資金を借りるのに、部落解放同盟の団体の長が印鑑を押さないとできないという制度が旧甲田町にはありました。だから、よその町がどうかというのではないですが、そういうのも持ち込まれているわけですよ。ですから人権推進委員の課長とその団体の補助金800万円を出している部分、当時の会長が存在しているわけですから、滞納の整理の関係もチーム、協力というか、市執行部としてはその関係をよく連携をとりながら回収する方向を見出さないと、やっぱりいつまでたっても壁にぶつかるんですよ。そ

これはやはり市長のそういう気を起こす気がなかったら、トップがそういう気になってないと壁にぶち当たっても、職員ばかりが壁にぶち当たって戻ったのでは、あとは首長たる市長が断固とした姿勢を持って、過去のことをきちっと踏まえて、これをどうするかという気が必要だと思うんですが、せつかく市長さんがおられますから、お尋ねいたします。

○山本委員長 　　ただいまの質疑に答弁を求めます。

児玉市長。

○児玉市長 　　過去にはご存じのとおりいろいろ経過があつて、現在の滞納も税金に匹敵するだけの住宅資金の滞納があるということであるわけでございます。これは先ほど申し上げたように、一緒にしても7億余りの半分がそれになっておるわけでございます。そのことは決算書を見てもらえばわかると思います。したがって、いろいろ聞いてみますとこの償還期限は25年でございますので、かなり古い歴史があるということです。したがって、我々もこの滞納の整理については、もちろんそういう人権協会あたりに協力を頼む場合もあるわけで、今後そういう団体とも十分連携をとりながら、滞納整理をしていきたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、もう本人も死に、保証人も死んでしまったようなものの中にはあるんですね。大体4,000万ぐらいこれがあると思ひますが、そこらはもう法的な措置で不納にしないといけないのではないかと思われるものもあるわけございまして、いつまでもそういう法的に落とせるものを資産として持つておることがやはり額が太くなる原因なので、そこらも連携を十分とっていきたいと思ひます。

○山本委員長 　　岡田委員。

○岡田委員 　　市は立派な弁護士を2人も雇つているというのではないですが、お金を出して弁護士を置かれていますから、4年もたつてそういうことを相談に乗ってもらっていないんですか、どうなんですか。

○山本委員長 　　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

平下市民部長。

○平下市民部長 　　弁護士さんに相談をしたことがあるかというご質問ですが、私も旧町時代、何かのときに弁護士さんに聞いたわけですが、きょうもちょっと説明しましたように、今までの過去の経緯がどうだったかというのが法的な整理をするときに必要になってくると。極端な言い方をすれば、これはちょっと例が悪いかもわかりませんが、所在がわからないと。ですから納付書が送つてなかつたという前例もあります。では納付書が送つてなかつたものに対して債権の行使ができるのかと。ならばこれは債権の行使ができないというような判断もあります。したがって、これくどういふですけども、弁護士さんに行くまでにきょうも言ひましたように、過去の歴史が旧町時代にどういふふうにしてきたのかを整理して弁護士さんのところに相談に行かないと、さあどうでしょうかといった形で弁護士さんのところへ行つても弁護士さんの判断はできないと思ひます。

それで、私もかわつてきまして、中の分析した結果では、まずこれを

やっといこうとすれば、きょうも言いましたように、7ランク、8ランクある中をきちんと整理をして、これはこういう状況になっていると、だからこれを打開するための法的な手法はどうかという相談を持っていかないと、これは無理だなと。だから担当課の方にこの分類を急ぐようにということで今、指示をしているという状況です。

それと、当然、きょうも質疑がありましたように、沖田会長の協力という問題もありますけども、当然私もかわってきて沖田会長と話しする中でこの問題の話もしました。これについては我々の判断とすれば評価に値するような返事はいただいております。やはり借りたものは返すべきだと。そのかわりもう回収不能な債権についてはやはりその整理も並行してもらいたいという要望も出てます。以上です。

○山本委員長 質疑、答弁の途中ですが、この際、15時30分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時16分 休憩

午後3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ありますか。

松村委員。

○松村委員 2点についてお伺いいたします。

主要施策の84、85ページ水質検査のことですが、年間2回にわたり8項目、53カ所の検査をされた結果はけさも課長の方から報告がありましたように、通知広報で市民の方へ届いております。

それで、ちょっと私が成果及び今後の課題というところを読みますときに、大体環境基準の達成状況は過去5年間はおおむね環境基準に適合しとっていますが、それから次の行へ入りますと、検査項目の中でも大腸菌群数については検査結果で季節によって大きな変動があり、特に冬季以外の調査時期については、ほとんどが環境基準に適合していないということなんですよね。それで大腸菌というのが特に夏、冬季を除きますとあったかい時期に発生するというので適合してないいうふうなことになると、これは年間通してこの53項目出された箇所を検査されました中で、特定のところで大腸菌が発生するのか、この飲料水について私たちが自分のうちの飲料水をするわけですが、雑菌ということは少々分ですと熱を加えてということで、大腸菌ということは許されないと思いますが、河川の水質ということになると、一応魚が泳げる状況というか、すむことのできる水環境、これが8項目ということですから、その内容があるわけですが、この53カ所が全部1級河川の江の川へ集中し、島根県の方へ流れていくということと考えるのか、特に1級河川では取水をしながら上水へもつながっておることでございまして、できればやはり環境基準へ達成した状況が保たれることが望ましいと思いますが、そこらのところをちょっと具体的にお伺いします。

それと、54ページですが、けさほども先輩議員の方からございました、男女共同参画の講演会、これは310名の方々の出席でございました。それからリレー講座におきましては5会場で127ということで、これは5で割ってすぐ多い少ないということも言い切れないわけですが、またとりわけ今、女性会の低迷したところが多くなっているというふうなことで、男女共同参画、それでは女性も何も講座に決まったことはないのです、さほど先輩議員が言われましたように指導的立場とかいう方々の参加も大いに期待するところですし、私も参加してみまして、議員さんの中で男性議員さんも何人か出席しておられる状況、それで先ほど、けさほども毛利課長さんの方からもございましたように、このことはやっぱり今後重要課題として取り組んでいくという中で、この127人というのをどうとらえ、今後また19年度、20年度と今後へつなげるときに、やはりけさほど先輩議員も言われましたように、これがPRの仕方が何か男女共同参画というと女性が集まって話を聞いて勉強するというふうなとらまえ方が一般的に多いようにも私自身思うわけですが、そこらも踏まえながら、今後へのPRなりをお願いできたらということで、2件をお伺いします。

○山本委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 河川水質調査における大腸菌の数が非常に多いというのは、実は5年、ずっと合併前からしたところからも17年に5年分を一遍にちょっと経年変化をしております。それからまた何年かしてから経年変化を行って、そのいろんな河川の水質がどういうふうに動いていくかなというふうな形で今行っていますが、その中でやはりいろんな検査の中では環境基準の中にほとんどは適合していますが、この大腸菌という数値だけがやはり多いと、環境基準より多いということになっております。それは原因は何かといいますと、いろんな河川のところで検査機関に調査していただきましたが、これはし尿とか家庭排水とか、それとか農業に係るものの関係でこれは大腸菌が河川においてはちょっとほとんど適用外に多いというふうな考察が出ております。ですから、それによってから農業用とかなんとかという部分については、ある程度ほかの検査項目はしていますが、その大腸菌、飲む部分についてはあってははいけませんが、自然界にもある程度大腸菌はあるということでございます。ですが、きれいな河川を保つ、きれいな河川にするためには、やはりあらゆる基準をクリアして、昔のようにいろんな清流にすむ魚を取り戻すためには、そういうところの大腸菌についても削減をしていくという形で、おのこの今進められておられます農業集落排水とか、そういうふうな事業によりまして、その家庭排水とかいうものが直接河川に入り込まないというのが将来にわたっての目標値になってくるのではないかとというふうに判断はしております。以上です。

○山本委員長 続いて、毛利人権推進課長。

○毛利人権推進課長 男女共同参画の啓発事業にかかわってのご質問だと思うんですけども、プランが策定後、啓発事業というのを主要に実施すべきだろうということで啓発に努めているところでございます。それで、男女共同参画リレー講座というのは、市内の6会場のうち5会場を各地区を回って、あと1会場につきましては、市民全体の講演会を実施しようということで、市民全体の、対象者としては主に女性会のみならず、青少年の健全育成とかPTA、あるいは人権啓発団体、振興会等々に声をかけさせていただいて、多くの方のご来場をいただいたところです。それで、リレー講座の5会場を回らせていただくというのは、男女共同参画の核となる人を対象にしてということで、女性会を中心に各地区20名から30名という形で実施をしております。それで、この一昨年と昨年、啓発という形で事業実施をしているところでございまして、議員ご指摘のように、今後は女性会のみならず、男性の方も多く参加いただきまして、この運動の趣旨というものをやはりご理解いただきましてから、いろんな地域おこし、あるいはまた地方におけるそういう政策決定の場にも女性が積極的に出席し、なおかつ男性がそれを支援するというような協調関係の中でこの事業が進めばいいということで、今後は議員さんおっしゃるように、多くの方々、女性のみならず男性の方にも参加して、この事業を展開していこうと思います。

それから、来年度におきましては、男女共同参画の仕組みづくりということで、従来は県北地域事務所の農林関係あるいは企業、あるいは保育所や教育関係など、さまざまな分野や事業所を対象にこの事業の全体の所属の方々を招集して、今、広くこの事業が進むように考えておられたところでありまして、20年度からは県の財政のこともあって、市の方でそれを考えてほしいというような要望も受けて、20年度にかかわっては市内のそういうような広い分野の中でそういうふうによりこの事業が展開できるような組織の構築というのも考えて、運動を広く展開していきたいというふうな思いでおります。以上でございます。

○山本委員長 よろしいですか。

続いて質疑ありますか。

入本委員。

○入本委員 副市長は決算を9月にするといっって、見事に決算を9月に持ってこられました。しかしながら、滞納については非常に不得意な分野で、きょう、今回の発言の中で民間という言葉が出ました。やはり部長さんの方からも出ましたし、市長も出ました。そうすると、この民間導入を数字でいえば19年度にするのか、20年度にするのか、私は19年度以内という数字をいただきたいのですが、その点についての答弁をお願いします。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

増元副市長。

○増元副市長 未収金の回収につきましては19年度現在も進行しておるわけでございまして、そういった意味では今検討しておるのは、この19年度中にそう

いった体制を早い段階でとりたいということでの研究を今させていただいておりますので、それが整いましたら早急な導入を図って、19年度の実績を、次の決算のときの数字を何とか改善をしたいという思いでございます。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 19年度という形で回答を得ましたのでそれについては申しませんが、あとは以前から出ておりますように、我々も滞納については非常に神経を使ってチェックをしていますが、姿が見えないという中で、滞納は税務課だけに押しつけるものではなくて、すべての課にあるわけなのですよね。そうすると、全体の一覧表を、ABCでもいいですから、やっぱり名前は個人情報ということで出せないと思いますが、分類したものを資料として活動状況、内容状況が一目でわかるような資料をして、現在こういう心境であるというリストを、前に甲田時代には出してもらったことがあったんです。そうすると人間のダブリ、内容、それから督促、差し押さえ、裁判、いろんな状況が見えてくる分類がある。やっぱりそういうものが我々にもチェック側にも必要と思いますが、今後の予算審査の場合にそういうものを用意していただけるかどうか、答弁をお願いします。

○山本委員長 答弁を求めます。

山本税務課長。

○山本税務課長 今のご質問の中でちょっと理解できないところがありましたが、個人を特定して、それを符号にあらわして、Aの人が税金を幾ら滞納している、Bの人が水道代を幾ら滞納している。貸付金があれば貸付金を幾ら滞納しているというような資料が欲しいということでしたら、相当な数がありまして、税金だけで1,400何ぼおるんですが、それにそういうのをずっとつくっていくということになったらかなりの時間を要しますし、その提出というのはちょっとご勘弁願いたいと思います。

それぞれの課が何日滞納整理に当たって、何人当たって、どういう、督促状、催告状を何ぼ出して面接を何ぼしたとか、こういうものはありますので、それは取り組みの状況ということで出してもいいと思いますが、滞納者の実態を、税の場合は、生活困難等という形の分類をしておりますが、その数字は出せないことはないと思いますが。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 我々は決算の審査をして、認めなくてはいけない。その資料としてやっぱり内容が、当初から出ているように滞納問題で随分時間を費やしているんですよね。そうすると、亡くなった人がおる、外国人がおらんようになった、どこへ転出したといっても全く資料がないんですよね。それで何年からいなくなったとかそういうものもなしに、簡単に税の中から私は資料不足で決算をするようになるので、そのあたりを伺っているわけです。

そういう意味で、機構改革の中で、当初から申しますように、縦割り

でなくフラット化をされると言われたので、やはり滞納の分は一括してやる必要があると思います。10月1日の機構にはないと思いますが、これは1課にするべきだと思うのですが、その方向性は考えがあるかないか伺います。

○山本委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

増元副市長。

○増元副市長 この滞納の体制につきましては、これまでも内部でいろいろ検討をしております。将来的には確かに非常に高度な判断が必要でありますといましようか、悪質なる滞納者、まあ水道にいたしましても国保にしても保育料にしても、そういうものを同じノウハウで1カ所で徴収した方が効率がいいのではないかという考え方があります。しかし、現年を含めて、通常の徴収事務についてはやはり原課主義が適当であろうと思っております。保育料にしましたら保育を担当する部署がきちっと現年を含めて徴収する。水道は水道と、そういう原課主義をとった方がまずは効率がいいであろうと思っております。ただ、そういった中で裁判をしなければいけない、あるいはいろんな法的な判断をしなければいけないというものを集めて、税も含めて滞納整理をするという考え方、これも一つにはあるわけですが、現在の高田の状況からいえば、すぐにはそこにはいけないなど。県内の市町の事例も考える中で、そういった思いを今いたしております。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 安芸高田市独自の滞納整理の部を、地域に応じた対策が機構改革だと思います。100%にならない、100%になるためにはいかなる手段をとるかということが本来大事ではなかろうかと思うのでありますが、19年度内に専門職を入れると言われた場合に、専門職を中心に検討して、機構改革に取り組みますという答弁が欲しかったんですが、そうはならないところに疑問を感じるわけでございます。

もう1点、過年度分と現年度分がよく出ますが、現年度分はよく決算月が3月の場合は4月に入ったり5月に入ったりになるので、そこらの過年度分との、10年とか5年とか経過する、これは分けてやはり事務処理も大切になってくると思いますが、そうすると分散化するより一括して1課でやった方が非常に過年度対策とそれから現年度対策ができるのではないかと思います。再度伺いますが、そういう機構をつくる考えはないか、もう一度伺います。

○山本委員長 答弁を求めます。

増元副市長。

○増元副市長 1次の機構の改革、今回10月1日、そしてまた来年の4月1日、人事異動も当然発生すると思っておりますけども、現在の段階では議員ご指摘の機構につきましては考えておりません。税の徴収係を含めて、専門的なノウハウをそれぞれの原課に伝達をしていくという方法を当分の間はとらせていただきたい。将来的には当然、おっしゃられるようなこと

も視野には入れていかななくてはいけないと思いますが、現在の段階では明言できるだけの材料がございません。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 長期政権ならいいですよ。あなたの任期中に何をするかというのがあなたの仕事ではないんですか。あなたは20年も23年もずっとそういういいかげんな気持ちで、やっばし1期4年の中で我々も議会としては何をしておくかと、そういう気持ちでおる。専門員がいてもまだあなたは滞納の部長でおられるんですか。そのあたりを伺います。

○山本委員長 答弁を求めます。

増元副市長。

○増元副市長 余りにも極端な曲解したご質問だと思います。行政の継続性というのは当然あるわけでございまして、現在、私がこの立場におらせていただくわけでありますが、それはやっぱり市の将来全体を今の思いで述べさせていただくということが最善の道であろうと思います。当然任期があることですから、その中でやらなければいけないということはあるわけですが、それを逸脱してリーダーシップを発揮するというわけにはいかないと思っております。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 本部長としての1年間の成果を伺います。

○山本委員長 答弁を求めます。

増元副市長。

○増元副市長 これも少し抽象的なご質問だと思いますので、お答えしかねます。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 本来なら、トップはやっぱり指導力のもとに成果、課題を見つけて、担当課と邁進するのが本意だろうと思います。ないというのが非常に安易に1年間を過ごされたのかなという評価しかないんです。

90ページについて伺います。狂犬病が大事だという形で注射、登録等がありますが、600頭がそういう危険にさらされた動物が現在おるという実績をここに書かれておりますけど、これはなぜ100%にならないんですかね。その点をお伺いいたします。

○山本委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 この100%を私どもは目指しておるわけですが、この100%にならない理由というのは、これは逃げではないですが、一つのある事例がございました。実はこの事例から、ちょっと回りくどいようですが、事例におきまして1件あったことは、迷い犬がございました。近隣の方から保護しているから広報してほしいという形で、首輪もつけておりましたので保護をしたと。ということでとりに来られた方が実は無登録であったと。注射もしていなかったということです。ということで、基本的に動物愛護というものについては、まず第一義的には飼い主の管理責任があると私は思っております。ですから、この100%にするまでは当然私どもの

方についてはいろんな方法をしなくてはならないというぐあいに思っております。ただ、何回も言いますが、前回も100%を目指しますと言っておりますので、やはりその分については畜犬の管理者につきましては、加害者に自分達もなるんだと、なっではいけないんだという形の考え方も持っていたくものであろうと思います。その欠如につきましては、私はこの約100%になかなか近づいてこない原因ではないかと推測しております。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 飼い主がかまれるのならいいんですが、第三者がかまれて被害を受けるわけですね。その責任とかいうのは、行政がこういうものを登録制にしているということは、管理責任が発生しますよね。しないんですか、管理責任は。

○山本委員長 佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 犬に対する管理責任というのは、私は第一義的には飼い主だと思います。その登録をしてくださいというのは、やはりそれにおいて皆さんに狂犬病の予防注射を実施してください、やりましょうという、この一つのするためにやはり登録をしてくださいと。また、それプラス1頭で飼う方以外にやはり多頭飼育とか、犬の事業をされているところもございますから、そういう面でそのいろんな1頭だけでなしに事業の関係とかなんとかいう形で、各市町において登録をしておるのが現実であらうと思います。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 狂犬病登録制度とかがありますよね。これは義務ではなくて、これは任意なんですか。

○山本委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 犬の登録というものと狂犬病の予防注射というこの2点がございしますので、狂犬病の予防注射というのは、その狂犬病予防注射の法律で掲げてありますし、当然動物の関係については動物愛護に関する法律というのがございますから、それにおいて登録をしないということが書いてございます。ですから、任意ということではなしに、やはり飼い主の当然の管理責任に当たるものだと思っております。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 現に飲酒運転でも道徳道徳と言っても、30万円の罰金を科してもいまだに減らない。これを今、登録制にして、関係者外がこれにかまれて、そうすると市の責任が当然私は発生してもおかしくないという状況に陥ると思うんですね。そうするとこの600頭の犬を任意でほっておいていいのかどうか。やはりこのあたりをもう少し重要性があってやるということになると、行政とすれば100%になる手段が私は必要だと思いますし、この登録制にしても未登録の方のこういう人的被害があるということがわかってやっていることは、もう少し行政責任を感じて取り組まな

くてはいけないと思うんですが、そういう認識はありませんか。

○山本委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 当然、行政責任としましては周知徹底を図らなければならないが当然感じてはおります。それについて一生懸命、飼い主の皆さんに管理者責任と動物の愛護という二面性を持ちましてやはり啓発していかなくてはならないと、啓発することがやはり行政の第一責任であると思います。ですから、ないということではないんです。一生懸命、市としては鳴き声の苦情があったり、それとかいろんなことがあったについては、必ずそういう形で現場に行つて説明はしておりますし、一生懸命担当の方は頑張っているところでございます。責任がないということでは全くございません。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 未注射の600頭に対しての対応はどのようにされましたか。

○山本委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生活課長 ここに書いてありますように、毎年春にその登録の方には注射の案内はがきを送っております。それから、そのときにできなかった人、忘れていた人についても、第2回目の10月に入るまでにその注射の案内をさせてもらっております。ですから、それがずっと毎年続けていっているということでございます。すべての登録されている方についてはその案内をさせていただいて、1カ所に、各地域に集まって予防接種をすとか、獣医さんのところに行ってもらふとか、そういう案内をしております。以上です。

○山本委員長 よろしいか。

入本委員。

○入本委員 苦情件数の中にも今のような犬のふんとか鳴き声とか悪臭とかいろいろあって、生活の中にもルールが欠けている部分がたくさんあるわけですね。ましてや人的被害が出るという狂犬病という一つの病名のあるものを、やはり市とすればこの600頭のしない人に対して、対応が私は必要だと思えますが、再度伺いますけど、そういう人には飼う資格がないし、ペナルティーが必要で私は当然人的被害が、車でいえば任意保険が切れた車に乗って走ることと同じように思うんですよ。そうして事故したときに保険の対象にならないというような、非常に被害者が困るという、何ら関係のないのにですね。そういうことを許していいんかどうか。そういう点をやっぱり行政がこれだけ関知しているのなら責任を持つ必要があると思えますが、もっとこのあたりに対して市民の安心安全という中で、くどいようですけど、どういうふうを考えられておりますか。

○山本委員長 答弁を求めます。

佐々木市民生活課長。

○佐々木市民生課長 言われるように、この狂犬病というのは致死率が高いですね。ということは、犬がかんだときにかまれた人は死ぬんです。殺人になってくるんですね。ですからそういう面で私は、毎年予防接種をするときに、受けられない方に関してはふんまんの気持ちはあります。ただ、そのためにはどうしてやればいいのかということでございますから、檄文のような方法もそれは考えたこともございますが、いかにしても、何回も申しませうように、やはり犬を飼われている方の意識というものが一番大事でございますので、やり方については大変いろいろあるとは思いますが、どういうふうなことをするのかと言われてもあれなですが、やはり繰り返し繰り返し啓発活動しかあり得ないというような気がします。また、その家に訪問に行ってお願いをするというのも考えるのには考えましたが、いかがなものかというところで今のところは思っております。今の2つの方法というのは考えてはおりました。どれを実施していこうかという面で、今考えておるところでございます。以上です。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 くだいようですけど、人間でいえば600人が、刃物持ったものがうろうろしていることと同じことなんですよ。それで、これが16年、17年もずっと同じような比率なんですよ。それで減免措置等もありますし、そういうのは取り入れて、注射代がないのならそこらもするとか、やはり凶器を持った動物がそういうふうに野放しであるというのは、私は罰則規定でも設けてある程度のことを取り締まる必要が、行政としてこういうふうに取り組んでいる以上は責任が発生すると思いますので、そのあたりを今後の課題として取り組んでもらいたいと要望して、これ以上論争しても前に行きそうにないので終わりますが、非常に危険であるということは間違いのないと思いますので、対応を考えていただきたいと思います。

それともう1点。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 不納欠損額が、先ほど民間の方からも3,000万ぐらい年間予定額に、予算にしているのかというふうな形も嫌みを言われて、チェックする側も執行部側も非常に痛い耳でございますけど、我々もチェックする責任で、現在、減額を5%しておりますけど、これは目的なしにただ税が足りないからというのではなしに、今後はやはり不納欠損を出す場合は、執行部もチェックする側もある程度責任があると。やっぱり減額する場合はこういうところにチェックを入れて、市民の理解を得るためにも不納欠損を出した場合にはそういう減額をするというのならまだ理解が得られるのではなかろうかと思いますが、市長さん、この不納欠損額についての現在、勤勉手当等で補うという、予算がないから減額を現在しておりますよね。そのあたりはどういう、今後意図で、また来年の予算が組まれるわけですが、また来年度もそういう予算組みを考えると、ある程度どこかにまたしなくて済むのか、する場合どこかにこういう

行政責任的な発想で私は減額が適当ではないかと思いますが、その点、市長さんどのようにお考えでしょうかね。ちょっと話が逆になりまして済みません。

○山本委員長 答弁を求めます。  
児玉市長。

○児玉市長 最初の話が、結局不納欠損とか滞納があるから責任をとって給与のカットをするという趣旨についてのご質問ですか。

給与カットの問題については一番大きな問題は、財政全体の問題の中で我々もこの財政立て直しのためにこの給与カットをしておりますので、滞納の整理ができないとか、この滞納額が多くなったから責任をとるといのは、全体からいえば焦点を合わせた減額ではないと思いますので、それも含めた財政全体の中での考え方をして、財政健全化のための給与カットというように我々は考えておりますので、ただ単なる滞納とかそういう、全体的にはそれも入っておるわけでございますが、私はそれを含めた全体の財政というように考えております。

○山本委員長 入本委員。

○入本委員 私は当初から市長さんも民間という話の中で、勤勉手当はまさに業績不振の場合は民間ではその差が落ちたりあがったりするケースもあるわけですね。それで一つの目安として、やっぱり厳格に、税が、収入が足りないというときにはある程度のそこの勤勉という面から見たら、そこらに値するのではなかろうかなと思って提案したわけで、そうするとチェックする側も執行する側もやはり努力して、最小の経費で最大の効果、執行に対してはむだをしないようにするのが役割ではないかと。一つの市民の理解を得るためにもそういう努力が、我々もただ漠然としてやるのではなくて、何かのそういう目的を持って執行していくという、例えば失礼があったかと思いますが、一つの方法ではなかろうかと思って提案したわけでございますので、その点、ご理解いただきたいと。以上で終わります。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。  
藤井委員。

○藤井委員 先ほど1点聞き漏らしがありましたので、1点だけについてお伺いします。

火葬業務の件ですが、ここの委託費が調整、統一できてないということで、これも一般質問の中でお伺いしたわけですが、やはり火葬場の管理と霊柩車、ここの委託を、市はしているわけですね、個人ないし法人にですね。これは全体ではないと思いますが、私は一般質問でちょっと触れさせてもらいましたが、この火葬場の管理者、霊柩車の運転手に対していわゆる志が出ている。これは吉田町だけなのか、それ以外も若干あるのかという部分ですけども市が委託しているその先が、別にこういう別料金ではないですが、地域によっては志を定例化されているということですね、そういったことが果たして法的にいいのかどうか。そうい

うことが起こる原因として、一つはこの委託費の統一がされていない。いわばうちは委託費が安いからもらっても当然ですよというようなことにつながってくるのか、果たしてそれがいわゆる行政として見過ごしていいものかどうかというところについてちょっとご答弁をいただきたいと思います。

○山本委員長 　　ただいまの質疑に対して答弁求めます。

平下市民部長。

○平下市民部長 　　先般、藤井委員さんから一般質問の中でもそういうのがございまして、その日にすぐ市民生活課長とこの内容について協議をしました。私が言ったのは、やはりこれは是正すべきであると判断をしまして、市長通達というわけにはいかないにしても、市民部長の通達という形で文書的に出すかといった議論もしました。そうした中で、ちょっとそこまで今いくのはどうなのかということもございました。それは文書的にいくというよりも、まず、市民生活課長がその現場に行って、その理解を求めるといった方法も一つのクッションとして先にやったらどうかといった議論もございます。そして実際にその方が要らないという拒否をした場合に、出した方の、これは恐らく地域の方が準備をされると思いますけども、その中で要らないとはっきりと断るのがいいのか悪いのかということもちょっとどうなんかなど。しかしながら、文書でいくにしても、何らかの形で前もってやっぱり勧告という形を最初はとりたいということで、今の段階ではそういう形を実行しようとしております。

ですから、どうしてもそれが徹底できないようであれば、いろんな広報とかでこういったことの虚礼廃止をしましょうといった中で、さらに最終的には通達的なものでいくべきかなど、段階を踏んでいこうというふうに判断しております。以上です。

○山本委員長 　　藤井委員。

○藤井委員 　　この志は、部長もご存じでしょうが、いわゆる亡くなられたご親族が、好むと好まざるとによらざる、これいわゆる講中の方の帳場がもう慣例で用意しないといけないという流れなんですよ。したがって、先ほど聞いたのは、部長の思いとしてはよく理解していただいたと思います。しかし、市が個人であれ法人であれ、委託している先が、二重にということではないんでしょうけども、そういう志を受け取る行為そのものを市として、委託する側として、法的に別に問題ないのかどうか。そこらちょっとお聞きします。

○山本委員長 　　ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

平下市民部長。

○平下市民部長 　　法的にと言われますと私も返事をしかねるところがあり、この場で私ごとを言っては申しわけないですけども、藤井議員さんから前回質問を受けて、その後に私のお隣の方が亡くなられてましてこの話は聞いていたわけですね、私自体が。当然帳場の方は準備をしておられました。私も議会でそういう質問を受けた以上は、どなたが質問したとかいうのでは

なくて、喪主の方にちょっとこういう習慣はやめようという動きがあると、そのことを知ってほしいと言ったところ、平下さん、今回だけはやらせてくれということがありまして、正直言って帳場の方が準備をされて出されました。それで実質的に言っておることについては、これは事実だと思います。しかし、先ほど言われたように、法的にどうであれこうであれ、やはりそれは一定の機運の中で受けるべきではないと私は判断します。

したがって、そこら辺についての法的に見張りまでして拘束できるかどうかはわかりませんが、それを廃止していくような手段を講じるべき必要があるというふうに思っております。法的にそれはいいのか悪いのかと言われたら、公務員ということになりますとお金を後で受けようが先に受けようが収賄ということになるのは間違いありませんけども、そういったものがそこまで適用されるかどうかというのは、ちょっと私の判断ではできかねる状況です。いずれにしても、これは進めていきたいと思っております。以上です。

○山本委員長 藤井委員。

○藤井委員 私もなかなか言いにくい部分ではありますが、しかしこういうことが慣例で行われていくことそのもの自体が、もうそういう時代ではないと。したがって、トカゲのしっぽを切るぐらいだったら、これまた先々で生えてくるわけですよ。であるならば、私は今回、そういったいいチャンスととらえて、やっぱり行政も動いていただき、そして火葬場の管理者なり霊柩車の運転手におかれましても、他の火葬場ではもうそういったことは市内の中でもされておられませんよということをきちっとやっぱり、これ市民にも広報等でもきちっと知らしめていかないといけないと思いますので、そこらあたり、先ほど取り組みをしていきたいということがございましたので、私は早急にもう来年度からということではなくして、しっかり取り組んでそこらはやっていただきたいと思いますので、最後のご答弁をいただきたいと思います。

○山本委員長 答弁を求めます。

平下市民部長。

○平下市民部長 私も感覚的には同じ感覚を持っていますので、それは私の頭の中では来年度からという感覚は初めからございませんので、ご理解願いたいと思います。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

以上をもって本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会いたします。

次回は10月1日10時に再開いたします。ご苦労さまでした。



午後4時22分 散会